

平成 22 年度

包括外部監査の結果報告書  
【要約版】

「県出資法人(特例民法法人)の運営状況」および  
「基金の管理および運用」について

平成 23 年 2 月

岩手県包括外部監査人

公認会計士 久保直生

## 目次

I	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（テーマ）	1
3.	監査対象期間	1
4.	監査対象部局等および出資法人または基金の名称	1
	(1) 出資法人	1
	(2) 基金	2
5.	特定の事件（テーマ）を選定した理由	3
6.	監査要点	4
7.	主な監査手続	4
8.	外部監査の実施期間	4
9.	補助者	5
10.	利害関係	5
II	県出資等法人の状況	6
1.	法人に対する県の出資の状況	6
2.	県による県出資等法人の改革	12
	(1) 改革の必要性	12
	(2) 旧プランによる改革とその実績	12
	(3) 新プランによる改革の必要性	13
	(4) 新プランの方向性	13
	(5) 新プランの具体的な3つの改革	14
	(6) 評価対象法人の選定	15
	(7) 県出資等法人運営評価の視点	16
	(8) 運営評価項目の見直しについて（意見）	17
III	基金の概要	19
1.	基金の運用	19
	(1) 岩手県資金管理運用方針	19
	(2) 基金の資金運用について	19
	(3) 監査の結果と意見	20
2.	基金の状況	21
IV	各出資法人の運用状況に関する監査の結果と意見	27
1.	財団法人さんりく基金	27

(1) 特定資産の振替（結果） .....	27
(2) 助成事業について（意見） .....	27
(3) 財団の収支について（意見） .....	28
(4) 観光総合産業化モデル支援事業の事後評価について（意見） .....	28
(5) 財団の組織体制について（意見） .....	29
2. 財団法人岩手県国際交流協会.....	29
(1) 賞与引当金の処理について（意見） .....	29
(2) 切手の管理について（意見） .....	30
(3) インターネットバンキングにおける承認者について（意見） .....	30
(4) 財産の運用について（意見） .....	31
3. 財団法人いわて愛の健康づくり財団.....	32
(1) 監事の代理について（意見） .....	32
(2) 臓器移植対策事業について（意見） .....	32
4. 財団法人岩手県長寿社会振興財団 .....	34
(1) 監事の代理について（意見） .....	34
(2) 固定資産の管理について（意見） .....	34
5. 財団法人岩手県観光協会.....	36
(1) 八幡平市産業振興株式会社の事業への関与および株式の売却について（意見） .....	36
(2) 賞与引当金の計上について（意見） .....	38
(3) ソウル事務所の経費について（意見） .....	39
(4) 賛助会員受取会費収入の見直しと会員数について（意見） .....	39
(5) 他の財団との連携について（意見） .....	40
6. 財団法人ふるさといわて定住財団 .....	41
(1) 出稼ぎ互助会の加入率について（意見） .....	41
(2) 出稼ぎ互助会の事故見舞金支給手続について（意見） .....	41
(3) 特定資産への振替等重要事項に関する決議議事録について（意見） .....	42
7. 財団法人岩手生物工学研究センター.....	42
(1) 賞与引当金に伴う社会保険料の見込み計上について（意見） .....	42
(2) 科学研究費補助金の会計処理について（意見） .....	43
(3) 共通経費の按分方法について（意見） .....	43
(4) 通帳の保管方法について（意見） .....	44
(5) 切手の管理について（意見） .....	45
8. 財団法人岩手県林業労働対策基金 .....	46
(1) 貸借対照表総括表上の未収金および未払金の表示について（結果） .....	46
(2) 林業就業促進資金貸付事業の見直しについて（意見） .....	47
(3) 賞与引当金の計上について（意見） .....	48

(4) 切手の管理について（意見） .....	49
9. 財団法人岩手県漁業担い手育成基金.....	50
10. 財団法人岩手育英奨学会.....	50
(1) 貸倒引当金の設定について（結果） .....	50
(2) 滞納債権に対する法的措置について（意見） .....	52
(3) 賞与引当金の計上について（意見） .....	52
(4) 監事の選任について（意見） .....	53
(5) 償却原価法の適用について（意見） .....	53
(6) 有価証券の時価情報の入手について（意見） .....	55
11. 財団法人岩手県暴力団追放県民会議.....	55
(1) 指定正味財産について（結果） .....	55
(2) 賛助金・寄付金の徴収について（意見） .....	55
(3) 有価証券の時価情報の入手について（意見） .....	56
(4) 賞与引当金の計上について（意見） .....	57
(5) 決算報告書のホームページ公開について（意見） .....	58
V 基金に関する監査の結果と意見.....	59
1. 公共施設等整備基金 .....	59
(1) 基金の存続可能性について（意見） .....	59
2. 産業振興基金 .....	59
(1) 岩手窯業鉦山株式会社株式に対する処理について（結果） .....	59
(2) 投資効果の検討について（意見） .....	60
(3) 産業振興基金規模の検討について（意見） .....	60
3. 岩手県国民体育大会運営基金.....	61
(1) 基金の運用方法について（意見） .....	61
(2) 基金以外での運営資金獲得方法について（意見） .....	61
(3) 基金残高の妥当性について（意見） .....	61
4. 自治振興基金 .....	62
(1) 合併推進事業の見直しについて（意見） .....	62
5. 介護保険財政安定化基金.....	63
(1) 介護保険財政安定化基金の積立額について（意見） .....	63
6. 国民健康保険広域化等支援基金.....	63
(1) 国民健康保険広域化等支援基金の積立額について（意見） .....	63
7. 後期高齢者医療財政安定化基金.....	64
8. 子育て支援対策臨時特例基金.....	64
9. 妊婦健康診査臨時特例基金 .....	64
10. ふるさと雇用再生特別基金 .....	64

11. 緊急雇用創出事業臨時特例基金 .....	64
12. 土地開発基金 .....	64
(1) 基金残高について（意見） .....	64
13. 岩手競馬再生推進基金.....	65
(1) 岩手県競馬組合への基金からの貸付金の返済について（意見） .....	65
(2) 岩手県競馬組合の事業計画について（意見） .....	65
(3) 岩手県競馬組合の財政状況の把握について（意見） .....	66
14. 用品調達基金 .....	67
(1) 基金の存続性について（意見） .....	67
15. 学校施設設備基金.....	67
(1) 学校施設設備基金の取り崩し方針について（意見） .....	67
16. 美術品取得基金 .....	68
(1) 美術品の取得金額について（意見） .....	68

## I 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および第 4 項、ならびに岩手県包括外部監査契約書第 7 条に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件(テーマ)

「県出資法人(特例民法法人)の運営状況」および「基金の管理および運用」について

### 3. 監査対象期間

平成 21 年度(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要と認めた範囲において平成 20 年度以前の各年度および平成 22 年度の業務についても監査対象とした。

### 4. 監査対象部局等および出資法人または基金の名称

#### (1) 出資法人

部局等	室課	出資法人の名称
政策地域部	政策推進室	財団法人さんりく基金
	NPO・文化国際課	財団法人岩手県国際交流協会
保健福祉部	健康国保課	財団法人いわて愛の健康づくり財団
	長寿社会課	財団法人岩手県長寿社会振興財団
商工労働観光部	観光課	財団法人岩手県観光協会
	雇用対策・労働室	財団法人ふるさといわて定住財団
農林水産部	農業普及技術課	財団法人岩手生物工学研究センター

	森林整備課	財団法人岩手県林業労働対策基金
	水産振興課	財団法人岩手県漁業担い手育成基金
教育委員会事務局	教育企画室	財団法人岩手育英奨学会
岩手県警察本部	組織犯罪対策課	財団法人岩手県暴力団追放県民会議

(2) 基金

部局等	室課	基金の名称
総務部	予算調製課	公共施設等整備基金
	管財課	産業振興基金
政策地域部	市町村課	自治振興基金
	国体推進課	岩手県国民体育大会運営基金
保健福祉部	健康国保課	国民健康保険広域化等支援基金 後期高齢者医療財政安定化基金
	長寿社会課	介護保険財政安定化基金
	児童家庭課	子育て支援対策臨時特例基金 妊婦健康診査臨時特例基金
商工労働観光部	雇用対策・労働室	ふるさと雇用再生特別基金 緊急雇用創出事業臨時特例基金
農林水産部	競馬改革推進室	岩手競馬再生推進基金
県土整備部	県土整備企画室	土地開発基金
出納局	—	用品調達基金
教育委員会	教育企画室	学校施設設備基金
	生涯学習文化課	美術品取得基金

## 5. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

岩手県(以下「県」という。)は、県出資法人としての特例民法法人を 26 法人有しており、その出資総額は、77 億円である。その出資額については、多くは、特例民法法人の基本財産として保管・運用されているが、事業経営に効率的に活用されているかは、経常的に評価する必要がある。平成 21 年度に策定された“いわて県民計画(アクションプラン[改革編]平成 21 年度(2009 年度)～平成 22 年度(2010 年度))”においても、県出資等法人改革がテーマとして以下の推進方策を掲げている。すなわち、①法人の県施策推進上の役割・存在意義の明確化とその継続的な検証、②運営評価制度を通じた継続的な法人運営の改善を進め、効率的で質の高いサービスの実現、③県施策推進上の役割や法人における県出資の役割の観点から、整理合理化や出資規模の見直し、④新公益法人制度における円滑な移行の推進を通して、県出資法人のあり方を見直しを行うこととしている。厳しい行財政環境の下で、県出資法人の運営状況等を見直すことは、県の行財政改革の観点からも有意義と考えて、テーマとして選定した。

また、基金については、主要 3 基金(財政調整基金、県債管理基金、公共施設等整備基金)は、平成 8 年度の 1,564 億円をピークに平成 21 年度末の 136 億円程度と減少しているが、基金総額では、新規の基金の設置も含めて、平成 21 年 3 月末において、31 基金、総額 903 億円を有しており、県が作成した平成 20 年度末の県貸借対照表における総資産 3 兆 4,587 億円からインフラ資産等 3 兆 2,159 億円を除いた 2,427 億円に対する基金の割合は、38%と高い。さらに、基金についても上記アクションプランにおいて「行財政運営の徹底した見直し」として基金の設置目的や効果的な活用策の検討が記載されているものの基金設置後においては一元的に管理する部署がないことから、基金の管理および運用について総括的に現状を分析し、基金が当初の事業目的に効率的に使用されているか、適正な基金の規模および管理・運用状況を検討することが有意義と判断し、テーマとして選定した。



## 6. 監査要点

- (1) 県出資法人が、県からの出資金を有効に運用し、設立目的の事業を有効・適切に最小の費用で最大の効果があげられるように実施しているか。
- (2) 県出資法人における会計処理は妥当で、かつ、適切な情報公開がなされているか。
- (3) 県出資法人の財政状態は良好かどうか。
- (4) 県出資法人に対する県の支出およびそれに伴う監督が適正か。
- (5) 基金の設置目的は法令等に基づき適切か。また、設置目的に従った事業が適切に遂行されているか。
- (6) 基金の積立、保管・運用、取崩は条例等に基づき適切に執行されているか。
- (7) 基金に係る収入・支出の記録は適切に行われているか。
- (8) 基金の規模は適正であり、見直し・廃止の必要はないか。
- (9) その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点。

## 7. 主な監査手続

出資法人については、主に、県からの出資金を有効に運用しているか、会計処理が適切で必要十分な情報公開がなされているか、財政状態は良好であるか、県から法人への支出とそれに対する監督が適正かという点等に留意し、担当者への質問、関係資料の査閲、現地視察等を実施した。

基金については、主に、基金の運用・積立・取崩・補助金交付等が法令等に基づき適切に行われているか、補助事業等の運営は適切か、基金財産は効率的に運用されているか、基金の存続は必要か、基金残高の水準は適切かという点等に留意し、担当者への質問、関係資料の査閲、現地視察等を実施した。

## 8. 外部監査の実施期間

平成 22 年 6 月 14 日から平成 23 年 2 月 4 日まで

## 9. 補助者

公認会計士	佐々誠一
公認会計士	黒野孝
公認会計士	浦野智明
公認会計士	阿部祐基
公認会計士	長良敏希
公認会計士	牧江真弥
公認会計士	向川美樹
会計士補	伊勢幸範
その他	曾小川鏡子

## 10. 利害関係

包括外部監査人および補助者は、いずれも包括外部監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係を有していない。

## II 県出資等法人の状況

### 1. 法人に対する県の出資の状況

県は、県の施策を遂行するため、県が直接事業を行うよりも法人が役割を担うことが適切な場合など、必要に応じて法人を設立し、あるいは法人に対して出資などを行っている。

下表は、県が平成 22 年 7 月 1 日現在で出資等を行っている法人の一覧である。下表のとおり、県は、合計 88 の法人(資産株として保有している 3 法人を除く。)に対し、合計 19,676,999 千円を出資している(そのうち、県内に主たる事務所がある法人 43 法人への出資金額の合計は 18,141,134 千円)。

No.	法人名	所在地	県出資 金額 (千円)	県出資 割合 (%)	所管室課
1	株式会社アイシーエス	盛岡市	3,500	10.0	総務部法務学事課
2	財団法人さんりく基金	盛岡市	230,000	68.6	政策地域部政策推進室
3	岩手県土地開発公社	盛岡市	30,000	100.0	政策地域部政策推進室
4	財団法人岩手県国際交流協会	盛岡市	787,771	72.9	政策地域部 NPO・文化国際課
5	三陸鉄道株式会社	盛岡市	144,000	48.0	政策地域部地域振興室
6	アイジーアールいわて銀河鉄道株式会社	盛岡市	1,000,000	54.1	政策地域部地域振興室
7	株式会社岩手朝日テレビ	盛岡市	30,000	1.0	政策地域部地域振興室
8	財団法人クリーンいわて事業団	奥州市	3,300	32.4	環境生活部資源循環推進課
9	財団法人人グリーンピア田老	宮古市	7,000	70.0	保健福祉部保健福祉企画室
10	財団法人いわてリハビリテーションセンター	岩手郡雫石町	10,000	33.3	保健福祉部医療推進課
11	財団法人いわて愛の健康づくり財団	盛岡市	110,300	35.3	保健福祉部健康国保課
12	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	盛岡市	10,000	100.0	保健福祉部地域福祉課
13	財団法人岩手県長寿社会振興財団	盛岡市	3,105,000	81.5	保健福祉部長寿社会課
14	財団法人いわて産業振興センター	盛岡市	155,000	50.8	商工労働観光部商工企画室
15	岩手県オイルターミナル株式会社	釜石市	250,000	34.7	商工労働観光部商工企画室

No.	法人名	所在地	県出資 金額 (千円)	県出資 割合 (%)	所管室課
16	岩手県信用保証協会	盛岡市	5,286,083	55.6	商工労働観光部経営支援課
17	株式会社盛岡地域交流センター	盛岡市	611,000	23.5	商工労働観光部科学・ものづくり振興課
18	株式会社北上オフィスプラザ	北上市	300,000	16.8	商工労働観光部科学・ものづくり振興課
19	株式会社岩手ソフトウェアセンター	盛岡市	350,000	27.4	商工労働観光部科学・ものづくり振興課
20	財団法人盛岡地域地場産業振興センター	盛岡市	7,500	27.4	商工労働観光部産業経済交流課
21	岩手県産株式会社	紫波郡矢巾町	41,226	45.8	商工労働観光部産業経済交流課
22	財団法人岩手県観光協会	盛岡市	47,000	82.5	商工労働観光部観光課
23	財団法人盛岡観光コンベンション協会	盛岡市	75,000	24.6	商工労働観光部観光課
24	財団法人ふるさといわて定住財団	盛岡市	200,000	94.1	商工労働観光部雇用対策・労働室
25	株式会社クリーンピアいわて	盛岡市	20,000	40.0	商工労働観光部雇用対策・労働室
26	岩手県漁業信用基金協会	盛岡市	803,300	36.9	農林水産部団体指導課
27	岩手県農業信用基金協会	盛岡市	793,770	22.2	農林水産部団体指導課
28	社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	盛岡市	522,050	46.0	農林水産部流通課
29	株式会社岩手畜産流通センター	紫波郡紫波町	654,030	22.7	農林水産部流通課
30	社団法人岩手県農業公社	盛岡市	35,000	87.5	農林水産部農業振興課
31	財団法人岩手県生物工学研究センター	北上市	100,000	100.0	農林水産部農業普及技術課
32	社団法人岩手県農作物改良種苗センター	奥州市	200,000	40.0	農林水産部農産園芸課
33	社団法人岩手県畜産協会	岩手郡滝沢村	41,000	56.2	農林水産部畜産課
34	財団法人岩手県林業労働対策基金	盛岡市	900,000	78.3	農林水産部森林整備課

No.	法人名	所在地	県出資 金額 (千円)	県出資 割合 (%)	所管室課
35	社団法人岩手県栽培漁業協会	大船渡市	4,000	39.7	農林水産部水産振興課
36	財団法人岩手県漁業担い手育成基金	盛岡市	250,000	49.0	農林水産部水産振興課
37	財団法人岩手県土木技術振興協会	盛岡市	6,000	54.5	県土整備部県土整備企画室
38	財団法人岩手県下水道公社	盛岡市	5,000	50.0	県土整備部下水環境課
39	岩手県空港ターミナルビル株式会社	花巻市	100,000	29.4	県土整備部空港課
40	財団法人岩手育英奨学会	盛岡市	394,199	77.6	教育委員会事務局教育企画室
41	財団法人岩手県文化振興事業団	盛岡市	10,000	100.0	教育委員会事務局生涯学習文化課
42	財団法人岩手県スポーツ振興事業団	盛岡市	10,000	100.0	教育委員会事務局スポーツ健康課
43	財団法人岩手県暴力団追放県民会議	盛岡市	499,105	83.2	警察本部組織犯罪対策課
44	財団法人都道府県会館	東京都千代田区	503,000	1.5	総務部総務室
45	株式会社日本宝くじシステム	東京都中央区	2,000	1.5	総務部予算調製課
46	地方公共団体金融機構	東京都千代田区	107,000	0.6	総務部予算調製課
47	財団法人地方自治情報センター	東京都千代田区	2,000	0.4	総務部法務学事課
48	財団法人消防試験研究センター	東京都千代田区	1,000	0.0	総務部総合防災室
49	財団法人救急振興財団	東京都八王子市	35,000	1.8	総務部総合防災室
50	財団法人地方公務員等ライフプラン協会	東京都港区	17,000	0.7	総務部総務事務センター
51	財団法人地方公務員安全衛生推進協会	東京都千代田区	26,000	0.5	総務部総務事務センター
52	財団法人環日本海経済研究所	新潟県新潟市	5,000	0.1	政策地域部政策推進室
53	財団法人地域活性化センター	東京都中央区	5,000	0.1	政策地域部地域振興室
54	財団法人地域総合整備財団	東京都千代田区	150,000	1.3	政策地域部地域振興室
55	財団法人交通エコロジー・モビリティ財団	東京都千代田区	5,000	0.0	政策地域部地域振興室
56	財団法人新エネルギー財団	東京都豊島区	590	0.0	環境生活部環境生活企画室
57	財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	東京都中央区	35,000	0.2	環境生活部資源循環推進課

No.	法人名	所在地	県出資 金額 (千円)	県出資 割合 (%)	所管室課
58	財団法人休暇村協会	東京都台東区	20,000	4.1	環境生活部自然保護課
59	財団法人自然公園財団	東京都港区	10,000	2.7	環境生活部自然保護課
60	学校法人自治医科大学	栃木県下野市	198,000	0.1	保健福祉部医療推進課
61	東京中小企業投資育成株式会社	東京都渋谷区	5,000	0.1	商工労働観光部商工企画室
62	財団法人インテリジェント・コスモス学術振興 財団	宮城県仙台市	50,000	5.0	商工労働観光部科学・ものづくり振 興課
63	財団法人伝統的工芸品産業振興協会	東京都豊島区	6,000	0.8	商工労働観光部産業経済交流課
64	株式会社インテリジェント・コスモス研究機構	宮城県仙台市	50,000	0.6	商工労働観光部科学・ものづくり振 興課
65	三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区	1,351	0.0	商工労働観光部企業立地推進課
66	財団法人日本農林漁業振興会	東京都千代田区	30	0.6	農林水産部農林水産企画室
67	全国遠洋沖合漁業信用基金協会	東京都江東区	10,750	0.1	農林水産部団体指導課
68	農林漁業信用基金	東京都千代田区	190,370	0.1	農林水産部団体指導課
69	社団法人日本家畜商協会	東京都中央区	3,000	0.6	農林水産部流通課
70	社団法人全国鶏卵価格安定基金	東京都千代田区	2,000	0.2	農林水産部流通課
71	社団法人全日本卵価安定基金	東京都港区	2,000	0.2	農林水産部流通課
72	社団法人日本食肉格付協会	東京都千代田区	4,000	0.1	農林水産部流通課
73	新農業機械実用化促進株式会社	東京都千代田区	1,000	0.1	農林水産部農産園芸課
74	社団法人日本草地畜産種子協会	東京都千代田区	100	0.7	農林水産部畜産課
75	社団法人家畜改良事業団	東京都江東区	16,200	0.3	農林水産部畜産課
76	財団法人建設業情報管理センター	東京都中央区	3,750	0.5	県土整備部建設技術振興課
77	財団法人ダム技術センター	東京都台東区	2,600	1.1	県土整備部河川課
78	財団法人河川情報センター	東京都千代田区	10,000	1.9	県土整備部河川課

No.	法人名	所在地	県出資 金額 (千円)	県出資 割合 (%)	所管室課
79	財団法人リバーフロント整備センター	東京都中央区	2,500	0.5	県土整備部河川課
80	財団法人砂防フロンティア整備推進機構	東京都千代田区	2,500	0.6	県土整備部砂防災害課
81	財団法人区画整理促進機構	東京都千代田区	10,000	0.3	県土整備部都市計画課
82	地方共同法人日本下水道事業団	東京都新宿区	27,124	2.1	県土整備部下水環境課
83	財団法人不動産適正取引推進機構	東京都港区	1,000	0.1	県土整備部建築住宅課
84	財団法人建築コスト管理システム研究所	東京都港区	1,000	0.3	県土整備部建築住宅課
85	財団法人高齢者住宅財団	東京都中央区	5,000	0.6	県土整備部建築住宅課
86	財団法人沿岸技術研究センター	東京都千代田区	2,000	0.3	県土整備部港湾課
87	財団法人港湾空間高度化環境研究センター	東京都港区	2,000	0.2	県土整備部港湾課
88	財団法人港湾空港建設技術サービスセンタ ー	東京都千代田区	3,000	0.6	県土整備部港湾課

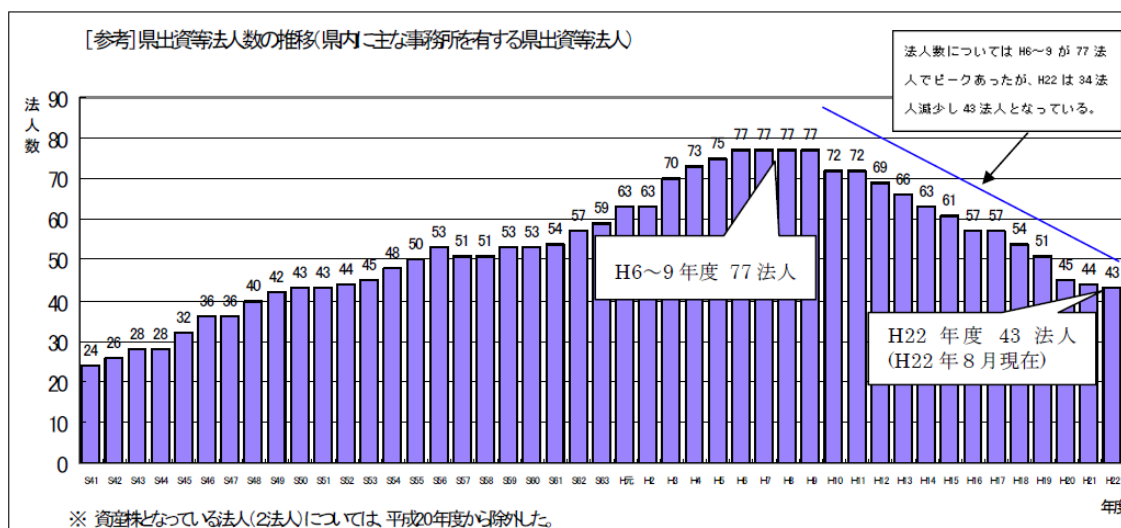
#### 【参考】資産株

資産株とは、県出資当初の法人設立時の立ち上がり支援や育成などの目的は薄れたものの、今後、高配当が見込まれるなど、資産保有上の見地から保有することとした株式のことであり、知事決裁により「資産株」として管理しているものである。資産株に該当するものは、下表のとおり、株式会社岩手銀行、株式会社東北銀行および株式会社みずほフィナンシャルグループの株式である。このうち、県内に主な事務所を有する法人は、株式会社岩手銀行および株式会社東北銀行の2法人となっている。

No.	法人名	所在地	県出資 金額 (千円)	県出資 割合 (%)	所管室課
1	株式会社岩手銀行(資産株)	盛岡市	196,247	1.62	総務部管財課
2	株式会社東北銀行(資産株)	盛岡市	50,563	0.61	総務部管財課
3	株式会社みずほフィナンシャルグループ (資産株)	東京都千代田区	10,589	0.0	総務部管財課

なお、県は県内に主な事務所を有する法人を新岩手県出資等法人改革推進プランに基づく指導監督の対象としている(資産株として保有している2法人を除く)。本報告書においても、特段の断り書きがない場合には、県出資等法人とは、上記指導監督対象法人のことを指すものとする。

下図は、上記のうち県内に主な事務所を有する県出資等法人の推移である。



(出典:平成 22 年度岩手県出資等法人運営評価レポート)

上記のとおり、県内に主な事務所を有する県出資等法人は平成 9 年の 77 法人を境に年々減少している。この主な要因は、後述する「岩手県出資等法人改革推進プラン」および「新岩手県出資等法人改革推進プラン」等における整理合理化の推進への取組みにより、解散によ



る廃止等を行っていることによる。

## 2. 県による県出資等法人の改革

### (1) 改革の必要性

高度経済成長期が終わり、バブル経済が崩壊すると、それまで規模を比較的安定的に維持、拡大してきた行政サービスを取り巻く環境が大きく変化した。このような環境変化のなか、県と一体となって行政サービスの一端を担ってきた県出資等法人の中には、環境の変化に対応しきれず、累積損失が発生するなどの経営上の問題が大きくなったり、そもそも法人としての存在意義や役割が希薄化したりする法人が出てきた。

また、法人のマネジメントについても、必ずしも十分に意識されることなく法人運営が行われてきた傾向にあった。それゆえ、自律的な経営体制の確立が遅れがちになり、また、出資者としての指導監督の責任を負う県が、法人の経営課題の把握に遅れ、適切な指導監督を十分に行えなかったという問題点が生じてきた。

このような問題を放置することは、県民への適切な行政サービスの提供や行財政に大きな影響を及ぼす可能性がある。そのため、県として県出資等法人の整理合理化や指導監督の強化といった改革が必要となってきた。

### (2) 旧プランによる改革とその実績

県は、平成15年12月に、将来にわたって県民の負担が増すことのないよう、県出資等法人と県が協同して県出資等法人のあり方を継続的に見直していくことを目的として、「岩手県出資等法人改革推進プラン」(以下、「旧プラン」という。)を策定している。

旧プランにおいては、平成15年度から平成18年度までの4年間を推進期間として、県出資等法人の整理合理化や指導監督の強化を主な柱とし、集中的かつ抜本的な取組を行ったところである。

県は、この旧プランに基づく整理合理化の推進により、全体としては、経営上の大きな問題を抱えた法人の改革、いわば外科的手術が終了しつつあると考えている。また、県出資等法

人が、事業目標と経営改善目標を設定し、業務推進や財務、マネジメントからの取組を進めるなど、中期経営計画に基づく法人運営と、PDCA サイクルに基づく運営評価による継続的な改革・改善の仕組みが定着しつつあると考えている。

### (3) 新プランによる改革の必要性

旧プランでは、いわば外科的手術を県出資等法人に対し施したものであるが、各法人における更なる経営改善や経営体質強化による自立の促進、自律的な経営の確立、運営上の問題を未然に防止する取組などは必要である。また、昨今の少子高齢化の一層の進行や、地方分権改革の進展など、旧プラン実施時以降も県出資等法人を取り巻く環境は常に変化しており、その変化に対応する必要があることから、平成 20 年 1 月に、平成 19 年度から平成 22 年度を推進期間とする、「新岩手県出資等法人改革推進プラン」(以下、「新プラン」という。)を策定した。

### (4) 新プランの方向性

新プランは、以下に掲げる 3 つの方向性に基づき策定されている。

#### ① 県民本位の改革

県民が求めるものは何か、県民にとって望ましいこととは何かという視点をより強く持った県民本位の改革を進める。

#### ② 自律的な法人経営に向けた改革

法人におけるコーポレート・ガバナンス(企業統治)や、マネジメント・サイクルの確立を促進することによって、安易に県からの指導、助言を待つのではなく法人自らが危機を希望に変えるような自律的な法人経営に向けた改革を進める。

#### ③ 県民のさらなる信頼を得るための改革

県としては、法人が安易に県からの支援に依存することがないように、また、財務の悪化が放置され過大な県民負担を招くことがないように法人経営の一層の健全化と自立を

図り、法人の県施策推進上の役割や公益性等について、県民に理解され、より強い信頼を得られるように改革を積極的に進める。

#### (5) 新プランの具体的な3つの改革

新プランは、以下の3つの改革からなる。

##### ①【改革1】県出資等法人のあり方の見直し

・県出資等法人の県施策推進上の役割・存在意義を明らかにするとともに、運営評価制度に基づき継続的な検証を行い、役割や存在意義が著しく低くなっている法人については、整理合理化等を計画的に進める。

・法人の役割を踏まえた効率的で質の高いサービスの実現に向けて、法人自らの自律的な取組みを基本として、運営評価制度に基づく法人運営の継続的な改革・改善を進める。

・法人運営上の大きな問題を持つ法人については、「経営改善を要する法人」として指定し、早急な経営改善を行う。

・法人改革の中核的な仕組みとして、PDCA サイクルに基づく運営評価制度による法人の継続的な改革・改善の自律的システムを法人と県において確立する。

##### ②【改革2】県関与の適正化

・県出資等法人の県施策推進上の役割の検証を踏まえ、法人の自立の度合いなどを考慮しながら、県関与(県資源の投入)の適正化を図る。

##### ③【改革3】県民の理解を深めるための情報公開の推進

・県出資等法人の役割や存在意義、事業内容、運営状況、県の関与の状況等について県民から理解をいただき、一層の信頼が得られるよう、県のホームページで公表するとともに、法人自らがホームページなどを活用して積極的かつ分かりやすい情報公開を進める。

(6) 評価対象法人の選定

平成22年度の県出資等法人運営評価は、平成21年度を評価対象年度とし、「岩手県出資等法人指導監督要綱」に基づき、県の出資が資産株となっている法人を除いた43法人を指導監督の対象としている。

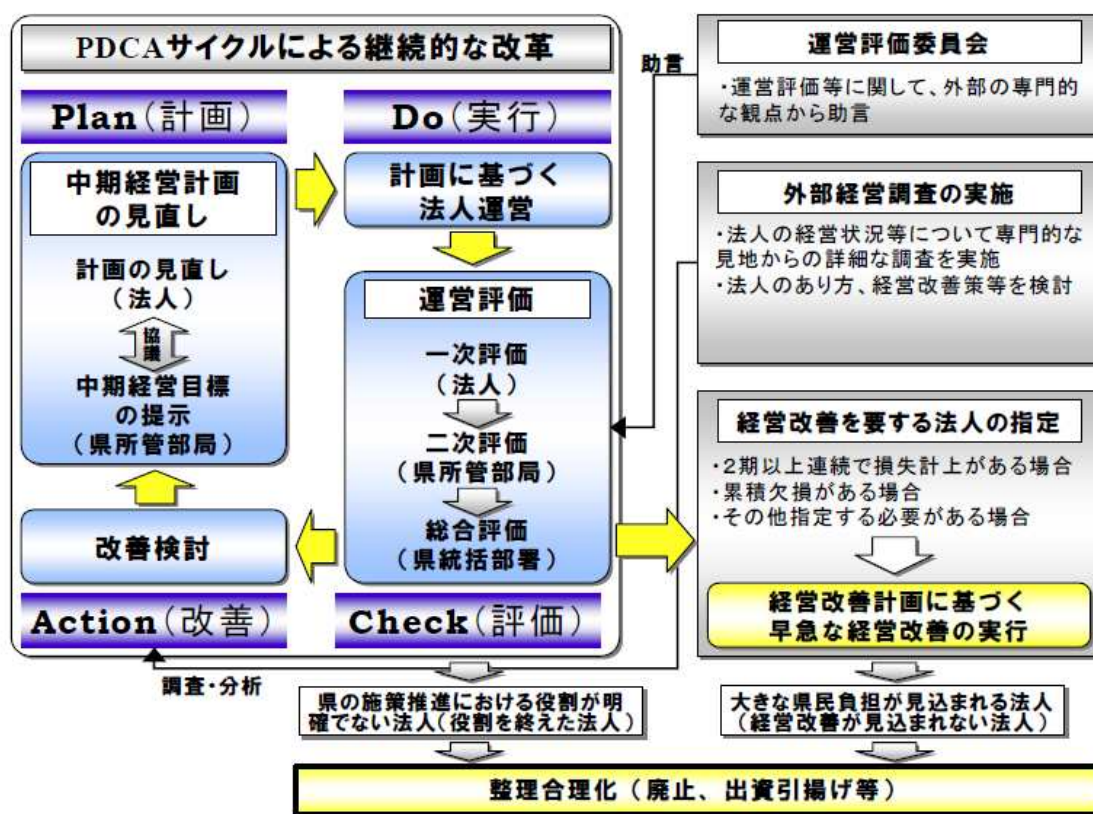
また、上記43法人を下記のとおり区分し、その区分に応じて運営評価の方法の強弱をつけている。

区分	基準	該当法人数	運営評価の実施	運営評価実施主体
類型1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県出資比率50%以上の法人 ただし、特別法法人で、関係法令に基づき、国による常例検査が行われている法人を除く。</li> <li>● 県出資比率25%以上50%未満の法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 繰越欠損金が発生、又は経営改善を要する法人に指定されている法人</li> <li>➢ 県の運営費補助、運転資金としての短期貸付を受けている法人</li> <li>➢ 県職員派遣を受けている法人又は県職員が代表者に就任している法人</li> </ul> </li> <li>● 上記のほか、法人の経営状況や将来リスク等を総合的に勘案し、類型1に分類する必要があると認められる法人(2期連続して決算で損失計上、累積欠損の発生等を想定)</li> </ul>	26 法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営評価シートに基づく評価</li> <li>● 総務部による総合評価</li> <li>● 法人および所管部局への個別ヒアリング</li> </ul> <p>※法人および所管部局への個別ヒアリングは必要に応じて実施</p>	法人および県
類型2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県出資比率25%未満の法人</li> <li>● 県出資比率25%以上の法人の内、類型1に該</li> </ul>	17 法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営評価シート(簡易版)</li> </ul> <p>による法人の経営状況の</p>	県

	当しない法人 ● 廃止等法人および地元自治体の主導的関与に委ねる法人		把握 ※所管部局への個別ヒアリング は必要に応じて実施	
--	---------------------------------------	--	-----------------------------------	--

(7) 県出資等法人運営評価の視点

県出資等法人運営評価制度は、平成 16 年度において、県と法人がともに徹底して課題を洗い出し、改革を進めるため創設されたもので、具体的には下図のような PDCA サイクルを基本とした評価方法となっている。



(出典:平成 22 年度岩手県出資等法人運営評価レポート)

運営評価に当たっては、県が作成した県出資等法人運営評価シートにより、法人が一次評価を行った上、所管部局の行った二次評価を踏まえて、統括部署が総合的に評価を行う仕組みになっている。

統括部署が行う総合評価は、主として下記のような項目を中心に行われている。

- ① 資本金等と県の出資等の状況
- ② 中期経営計画における経営目標の達成状況
- ③ 役職員の状況
- ④ 財務の状況
- ⑤ 県の財政的関与の状況
- ⑥ 情報公開の状況
- ⑦ 前年度指摘事項への取組状況
- ⑧ マネジメント・サイクル運用状況

(8) 運営評価項目の見直しについて(意見)

上述のとおり、県は県出資等法人について統一的な視点から評価を行っている。このうち、「④財務の状況」については、以下のような指標を判断の基準としている。

A.単年度収支(当期損益又は当期一般正味財産増減額)

この指標は、特別法・会社法法人については、当期損益を、特例民法法人については当期一般正味財産増減額を用いて、単年度において利益を計上したのか、損失を計上したのかによって、県出資等法人の財務の状況を判断するものである。

B.繰越損益

この指標は、特別法・会社法法人については、繰越損益を、特例民法法人については正味財産期末残高を用いて、平成 21 年度末における財政状態を判断するものである。

C.フローチャートによる財務評価

この指標は、フローチャートを用いて、当期損益や累積欠損金、独立採算度などの指標を複合的に判断し、A「良好」からD「大いに改善を要する」までの4段階で法人の財務状況を判断するものである。

特例民法法人の財務状況を判断するうえで、上記の3つの指標では、正味財産を用いてい

る。しかし、特例民法法人においては、基本財産として処分するのに制約がある資産が存在する。基本財産は、特例民法法人の運営の基礎となる財産であって、その運用益をもって公益事業を行うこととされているものである。つまり基本財産が毀損することは、その法人の存在意義である公益事業に支障をきたすことになる。

したがって、特例民法法人の財政状態を判断するうえで、基本財産を維持できているかどうかは重要な判断指標であると考え。よって、現状の正味財産のみならず、正味財産から基本財産の額を差し引いた金額がプラスとなっているのか、マイナスとなっているのかを検討し、その法人の財政状態の判断を行うべきであると考え。

### III 基金の概要

#### 1. 基金の運用

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる(地方自治法 241 条 1 項)。

基金の管理や、基金の取崩しおよび積立の決定については各所管課と予算調製課で協議を実施しながら行っているが、運用手続きについては出納局が各所管課から依頼を受け、歳計現金等の運用と併せて一元的に実施している。

##### (1) 岩手県資金管理運用方針

「岩手県資金管理運用方針」第三 資金運用の判断の優先順位 で資金運用の基本的な内容が記載されている。

##### ① 安全性

元本の安全性の確保が最も重要であり、信用リスクおよび金利リスクを低減することにより、資金全体の元本の保全に努めるものとする。

##### ② 流動性

歳計現金等の支払準備および基金の取崩計画に支障のないよう十分な流動性の確保に努めるものとする。

##### ③ 収益性

安全性および流動性を確保した上で収益性の向上(効率的な運用)に努めるものとする。

##### (2) 基金の資金運用について

基金に属する現金の運用は、「岩手県資金管理運用方針」第五の 3 の規定に基づき、優先順位を「①債券による運用」、「②繰替運用」、「③預貯金の運用」とし、平成 22 年 3 月時点で



は以下のように運用している。

運用種別	運用している基金
①債券による運用	環境保全基金 ふるさとの水と土保全基金
②繰替運用※	環境保全基金、ふるさとの水と土保全基金および災害救助基金以外の基金  (環境保全基金およびふるさとの水と土保全基金の一部は繰替運用実施)
③預貯金の運用	災害救助基金

※繰替運用とは、基金に属する現金を有利子で歳計現金に融通することであり、各基金設置条例に繰替運用することができる規定を設け実施しているものである。

### (3) 監査の結果と意見

#### ① 基金の運用方針について(意見)

「岩手県資金管理運用方針」第五 資金運用の基本原則 2 歳計現金等 において、資金を安定的に確保するため、適切な金額の繰替運用を行うとの記載がある。繰替運用は、歳計現金の資金繰りのために実施されるものであり、歳計現金が不足する場合に市中銀行等から借入を実施するよりは、低利と考えられるので、県が繰替運用を行うことは問題ないとする。しかし、現状においては繰替運用を実施していない基金は上記表の3基金(環境保全基金およびふるさとの水と土保全基金の一部は繰替運用実施)のみであり、それ以外の基金すべてを歳計現金に充当しなければならないとは考えにくい。今後は、県においてどの程度歳計現金として必要かどうかを検討し、その上で各基金の取崩し予定を勘案し、余剰資金があるようであるならば県の資金管理運用方針に見合った債券等で運用することが望まれる。

## 2. 基金の状況

県における基金の最近3年間の残高および平成21年度の推移の状況は以下のとおりである。基金のうち主要3基金(財政調整基金、県債管理基金、公共施設等整備基金)は、平成8年度の1,564億円をピークに平成20年度の181億円と減少している。

基金総額については、新規の基金の設置も含めて、平成21年3月末において、31基金、総額903億円を有している。また平成21年度においては、国の交付金を活用して緊急雇用創出事業臨時特例基金等、国の経済・雇用対策に対応する基金の造成等が多く、平成22年3月末では、41基金総額1,368億円と増加している。

基金の保有形態は、多くは、現金預金となっているが、一部債権等の有価証券、自治振興基金および岩手競馬再生推進基金については、貸付金で有しているほか、美術品取得基金については、5億円の基金総額のうち1.2億円については美術品が基金となっている。

(単位:千円)

基金名	平成 19 年度末 現在高	平成 20 年度末 現在高	平成 21 年度末 現在高	基金の保有形態				包括外部 監査対象
				現金預金	有価証券	貸付金	美術品	
財政調整基金	8,481,637	8,914,937	11,307,024	11,307,024	0	0	0	
県債管理基金	6,191,925	6,547,983	10,388,761	10,388,761	0	0	0	
公共施設等整備基金	3,846,771	3,860,889	6,070,580	6,070,580	0	0	0	○
地域振興基金	3,820,850	6,634,873	3,844,499	3,844,499	0	0	0	
地域活性化・公共投資臨時基金	0	0	6,866,735	6,866,735	0	0	0	
産業振興基金	518,663	518,663	518,663	62,159	456,504	0	0	○
自治振興基金	13,406,000	13,056,000	13,056,000	2,553,861	0	10,502,139	0	○
岩手県国民体育大会運営基金	100,000	500,482	1,001,868	1,001,868	0	0	0	○
三陸鉄道運営助成基金	78,793	79,082	79,280	79,280	0	0	0	

基金名	平成 19 年度末 現在高	平成 20 年度末 現在高	平成 21 年度末 現在高	基金の保有形態				包括外部 監査対象
				現金預金	有価証券	貸付金	美術品	
いわて銀河鉄道経営安定化基金	543,215	436,733	382,290	382,290	0	0	0	
環境保全基金	1,134,235	531,445	551,361	151,523	399,838	0	0	
地球温暖化対策等推進基金	0	0	737,174	737,174	0	0	0	
消費者行政活性化基金	0	468,256	502,920	502,920	0	0	0	
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	0	0	1,738,878	1,738,878	0	0	0	
地域医療再生臨時特例基金	0	0	5,000,160	5,000,160	0	0	0	
医療施設耐震化臨時特例基金	0	0	2,449,867	2,449,867	0	0	0	
国民健康保険広域化等支援基金	605,634	607,611	609,033	579,033	0	30,000	0	○
後期高齢者医療財政安定化基金	0	317,821	636,513	636,513	0	0	0	○
災害救助基金	504,237	508,052	510,533	510,533	0	0	0	

基金名	平成 19 年度末 現在高	平成 20 年度末 現在高	平成 21 年度末 現在高	基金の保有形態				包括外部 監査対象
				現金預金	有価証券	貸付金	美術品	
介護保険財政安定化基金	3,882,550	4,145,670	4,156,076	4,156,076	0	0	0	○
介護業務従事者処遇改善等臨時特例基金	0	0	5,556,563	5,556,563	0	0	0	
介護サービス施設等整備臨時特例基金	0	0	7,045,683	7,045,683	0	0	0	
障害者自立支援対策臨時特例基金	719,024	1,699,300	3,321,167	3,321,167	0	0	0	
自殺対策緊急強化基金	0	0	153,874	153,874	0	0	0	
子育て支援対策臨時特例基金	0	1,030,998	2,170,735	2,170,735	0	0	0	○
妊婦健康診査臨時特例基金	0	741,649	588,395	588,395	0	0	0	○
緊急雇用創出事業臨時特例基金	0	2,356,726	8,652,482	8,652,482	0	0	0	○
ふるさと雇用再生特別基金	0	6,490,457	5,300,561	5,300,561	0	0	0	○
中山間地域等直接支払交付金基金	454,445	247,471	0	0	0	0	0	

基金名	平成 19 年度末 現在高	平成 20 年度末 現在高	平成 21 年度末 現在高	基金の保有形態				包括外部 監査対象
				現金預金	有価証券	貸付金	美術品	
ふるさとの水と土保全基金	737,418	738,121	738,770	6,888	731,882	0	0	
いわての森林づくり基金	201,682	231,245	284,783	284,783	0	0	0	
森林整備加速化・林業再生基金	0	0	3,618,976	3,618,976	0	0	0	
森林整備地域活動支援交付金基金	280,626	311,952	415,517	415,517	0	0	0	
岩手競馬再生推進基金	27,750,000	27,750,000	27,750,000	1,375,454	0	26,374,546	0	○
用品調達基金	50,000	50,000	50,000	50,000	0	0	0	○
高等学校等生徒修学支援基金	0	0	280,727	280,727	0	0	0	
美術品取得基金	500,000	500,000	500,000	372,774	0	0	127,226	○

(出典:岩手県 財産に関する調書)

(単位:保有形態別に記載)

基金名	基金の保有形態	平成 19 年度末現在高	平成 20 年度末現在高	平成 21 年度末現在高	包括外部監査対象
県営林造成基金	現金(千円)	463,938	395,253	285,205	
	土地・山林(m2)	55,656,691	55,656,691	55,656,691	
	立木(m3)	9,279,608	9,617,219	9,896,398	
	地上権(m2)	550,759,300	549,021,300	542,940,000	
公営林造成基金	現金(千円)	0	3,644	5,185	
	立木(m3)	2,877,897	2,995,394	3,140,225	
	地上権(m2)	256,590,903	254,274,063	255,292,781	
学校施設整備基金	現金(千円)	0	0	4,036	○
	土地・山林(m2)	745,046	745,046	745,046	
	立木(m3)	13,427	13,427	12,543	
	地上権(m2)	56,400	56,400	56,400	
土地開発基金	現金(千円)	1,663,078	1,872,092	1,993,194	○
	土地・山林(m2)	149,083	89,372	38,993	

(出典:岩手県 財産に関する調書)

#### IV 各出資法人の運用状況に関する監査の結果と意見

##### 1. 財団法人さんりく基金

###### (1) 特定資産の振替(結果)

財団法人さんりく基金は、平成 21 年度末に財団保有の定期預金および投資有価証券の合計 1,418,873 千円を特定資産に組み入れている。これは、公益財団法人移行申請にあたり、これらの資産が遊休資産として捉えられ、移行に際し支障があると県から指導があったことによる。しかし、当該振替について理事会の決算承認の際に説明を行い、内容の承認を得ているのみで以下の点において必要な手続きがとられていない。1 点目として、特定資産の使用目的が明確にされていない。2 点目として、特定資産の組み入れは収支予算書で特定資産への支出額を明示し承認を得る必要があるが、当該手続きを経ていない。公益法人会計における特定資産は、法人の特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約がある資産であり、資金を特定の事業目的の使用に制限を加えるものであるため、然るべき手続きが必要と考える。特定資産に振替を実施するのであるならば早急に適正な手続きを経る必要がある。

###### (2) 助成事業について(意見)

平成 20 年度以降の助成事業の推移は以下のとおりである。

	平成 20 年度開催			平成 21 年度開催			平成 22 年度開催		
	応募 件数	採択 件数	採択 率	応募 件数	採択 件数	採択 率	応募 件数	採択 件数	採択 率
イベント開催助成事業	4	1	25%	4	1	25%	0	0	0%
調査研究事業	24	16	67%	22	17	77%	30	23	77%
奨励研究	9	6	67%	6	5	83%	11	7	64%
課題解決研究	10	6	60%	12	8	67%	13	11	85%
共同研究	5	4	80%	4	4	100%	6	5	83%
県北・沿岸振興支援事業	12	7	58%	17	8	47%	11	9	82%



調査研究成果等 活用促進事業	7	3	43%	6	3	50%	4	3	75%
観光総合産業化モデル 支援事業	5	4	80%	11	5	45%	7	6	86%
合計	40	24	60%	43	26	60%	41	32	78%

上表に記載したとおり、平成 20 年度から 3 年間で財団が実施した事業の応募総数については 40 件程度と大きな変動はないが、各事業別の応募件数を比較するとイベント開催事業については、平成 22 年度は応募件数がゼロとなっている。応募件数がゼロである理由としては、応募条件を事業費の総額が 1,000 万円以上の大規模事業に限定したことが主な原因と考えられる。平成 22 年度のように応募状況がゼロとなるような状況が続くのであるならば、財団の目的である三陸地域およびその周辺地域の地域振興に向けた市町村等の主体的な取り組みを支援することが達成されない可能性がある。今後は応募条件を見直すこと等により財団の目的を達成する必要がある。なお、当財団は平成 23 年度のイベント開催事業の応募条件を、500 万円以上に緩和する見込みである。

### (3) 財団の収支について(意見)

財団法人さんりく基金の正味財産増減計算書の収支は、年度によつての増減はあるが概ね 3 千万円程度の赤字となっている。赤字となる主な要因としては、収益については財団が保有する債券の利息のみであり、補助金支出等の費用を十分に賄えないことが考えられる。現状 14 億円程度の一般正味財産があるため、現段階で即座に法人の存続に影響を与えることはないが、今後もこのような状況が継続すると、いずれ法人の存続に影響を与える可能性がある。財団は公益目的事業に特化しており、ある程度の赤字はやむを得ないと考えられるが、収支改善に向けた努力をする必要がある。

### (4) 観光総合産業化モデル支援事業の事後評価について(意見)

財団法人さんりく基金の調査研究事業においては、平成 20 年度から評価委員による

事後評価が行われ、一定の点数以下の場合には次年度の申請を受け付けないこととしている。財団の補助金を使用して研究をしている以上、財団が研究の成果を評価するのは当然のことであり、当該評価を行うことによって財団の事業目的が達成できると考える。

しかし、その一方で、観光総合産業化モデル事業においてはそのような評価を実施していない。観光総合産業化モデル事業においても財団の補助金を使用している以上、調査研究事業と同様に事後評価を行い、財団の目的に沿った事業が実施されているか検討する必要がある。

#### (5) 財団の組織体制について(意見)

現状、財団法人さんりく基金の組織体制について実質的な事務局は所管部局内にあり、法人固有の役職員は任期付職員が1名いるのみで、副知事が理事長に就任しているほか、県職員が非常勤役職員を兼務している等法人固有の職員はほとんどいない状況になっている。外郭団体の役割の一つに民間の経営ノウハウを生かした行政サービスを提供することも含まれると考えられるが、現状の組織体制では民間の経営ノウハウを生かせる体制にはなっていないとも考えられる。今後は、民間の経営ノウハウを生かせるような組織体制が望まれる。

## 2. 財団法人岩手県国際交流協会

### (1) 賞与引当金の処理について(意見)

財団法人岩手県国際交流協会においては、理事長の決裁に基づき下表のとおり6月に期末手当および勤勉手当を支給している。

平成22年6月賞与支給額

支給日	平成22年6月30日
期末手当支給額	1,353,675 円
勤勉手当支給額	315,100 円
合計	1,668,775 円

当該期末手当および勤勉手当の支給は県の支給基準に準じて行う方針である。県の条例である「一般職の職員の給与に関する条例」第15章第38条第2項によれば、期末手当は6月1日および12月1日のそれぞれに在職する職員に支給することとし、支給金額については支給基準日以前6ヵ月以内の在職期間に応じて定まっている。また、同条例第15章第39条第1項によれば、6月支給の勤勉手当の評価期間は12月2日から6月1日と規定されている。よって、6月支給の期末手当および勤勉手当について、支給対象期間は12月2日から6月1日であると考えられる。

同財団の事業年度は4月1日から翌3月31日である。そのため、6月支給額のうち、12月2日から翌3月31日に対応する金額は、支給年度の前事業年度に発生していると考えられる。しかし、同財団では当該期末手当および勤勉手当について、支給総額を支給時の費用として処理し、支給年度の前会計期間末である3月末において費用の見積り計上を実施していない。

費用は発生時に認識する必要がある。そのため、3月末において期末手当および勤勉手当の6月支給額を見積り、12月2日から翌3月31日までに発生したと認められる金額について、賞与引当金を認識し、その見合いとして費用を計上する必要がある。

## (2) 切手の管理について(意見)

財団法人岩手県国際交流協会においては、切手は使用の都度使用者が管理簿に記入することとしている。

しかし、監査実施日において切手現物と管理簿を確認したところ、管理簿の残高と現物の残高が相違しており、その原因も明らかになっていない。人的ミスや不正を防止するため、定期的に管理者以外の第三者がチェックする等の内部統制を強化し、運用することが望ましい。

## (3) インターネットバンキングにおける承認者について(意見)

財団法人岩手県国際交流協会においては、経費等の支出時にインターネットバンキ

ングを利用している。当該インターネットバンキングの利用時において、支出内容の入力者と承認者が同一の者となっている。

インターネットバンキングの利用は預金の出金に直結するため、不正が発生しやすく、また、誤送金が行われた場合に影響が大きいものとなる。そのため、不正や誤送金を防止するために、インターネットバンキングの支出内容の入力者と承認者は別の者にすべきである。

#### (4) 財産の運用について(意見)

財団法人岩手県国際交流協会においては、基本財産の一部として、平成 22 年 3 月末現在帳簿価額 200,000,000 円の仕組債による運用を行っている。

当該仕組債は、金利変動型が 100,000,000 円と為替変動型 100,000,000 円が含まれている。そのうち金利変動型は期間が 20 年であり、利率は 1 年目が 5.15%、2 年目以降は前回利率 + 0.20% - 6 ヶ月円 LIBOR×2 という変動金利の金融商品である。20 年国債の利率が平成 17 年 12 月末時点で年 1.97% であるのに比べ、当初は高利率である半面、円 LIBOR に反映される金利相場が変動し利率がゼロ以下になると、運用益が発生しないという契約内容を含むものである。同財団が保有する金利変動型仕組債は、円 LIBOR の金利が上昇し上記利率計算の結果がゼロ以下になったため、平成 20 年 7 月より無利息の状態になり、監査実施日現在(平成 22 年 7 月)まで運用益は発生していない。なお、この金融商品は償還時には元本割れにはならない。

ここで、同財団の基本財産は全額、財団法人が維持すべき指定正味財産であり、当該資産を活用して事業を実施するという財団法人の趣旨にかんがみると、利率が不安定な投資をすることは望ましくない。現在保有している仕組債については、償還期前に処分すると元本が毀損してしまうため償還まで保有し続けることはやむを得ないが、今後は仕組債のような利率の不安定な投資を基本財産の運用に充てることは避けるべきである。

また、同財団は、特定資産として平成 22 年 3 月末現在帳簿価額 20,908,441 円の元本割れのリスクもある金融商品への投資も行っている。

当該金融商品は、国内、国外の債券や株式等を投資対象とする金融商品で、各投資対象の値動きや為替相場、通貨価値の変動により価格が変動し、投資元本を割り込むリスクもあるというものである。

特定資産については財団法人が維持すべき指定正味財産ではないものの、県が出捐する財団法人の財産であることに変わりはないため、元本割れリスクのある金融商品への投資については慎重に検討するべきである。なお、同財団は、県からの指導により、平成 22 年 8 月に当該金融商品は解約し現金化して同年 9 月に基本財産に組み入れている。

### 3. 財団法人いわて愛の健康づくり財団

#### (1) 監事の代理について(意見)

財団法人いわて愛の健康づくり財団では、監事を 2 名選任している。平成 22 年 5 月 14 日に、平成 21 年度の財務諸表についての監査を実施しているが、監事 2 名のうちの 1 名については、その代理人が監査を実施している。

財団法人いわて愛の健康づくり財団寄附行為によれば、監事は評議員会によって選任することとされており(第 15 条 3 項)、その選任にあたっては、その人自身の個性なり能力を評価しているものと考えられる。したがって、監査にあたり監事が代理を立てることは、監事監査の実効性を毀損させるものであり、望ましいものではない。

以上のことから、監事監査における代理人は認めるべきではなく、日ごろから同財団の管理運営状況を把握するよう努め、監事本人の知見を同財団の活動に生かすよう努力することが望まれる。

#### (2) 臓器移植対策事業について(意見)

財団法人いわて愛の健康づくり財団は、臓器提供に関する正しい知識の普及や、医療機関の体制整備を維持するための事業を行っている。この事業では、一般県民に向けての普及啓発活動として、平成 21 年度においては、シンポジウムや臓器移植コーディネ

ーターによる一般講演会などを開催している。

一方、下表は内閣府が平成 20 年において実施した、臓器移植に関する世論調査の結果である。これをみると、東北地方については、他の地方に比較して、臓器提供意思表示カードの保有割合が若干低いことが読み取れる。

項目 地域ブロック	該当者数 (人)	持っている (参考) (%)	ア)臓器提供 意思表示 カードを持 っている(%)	イ)臓器提 供意思表示 シールを貼 っている(%)	ウ)意思表 示欄付被保 険者証を持 っている(%)	エ)持って いない (%)
北海道	83	15.7	14.5	-	1.2	84.3
東北	158	5.1	4.4	-	0.6	94.9
関東	512	7.6	5.7	1	1.6	92.4
北陸	92	6.5	6.5	-	-	93.5
東山	83	7.2	6	-	1.2	92.8
東海	175	9.7	8.6	0.6	0.6	90.3
近畿	287	11.5	7	-	4.5	88.5
中国	105	2.9	1.9	-	1	97.1
四国	69	7.2	7.2	-	-	92.8
九州	206	9.2	7.3	1	1.9	90.8
総数	1770	8.4	6.6	0.5	1.7	91.6

(出典：社団法人日本臓器移植ネットワークホームページ)

県は、臓器移植や臓器提供についての県民の理解度および考えを、今後の臓器移植対策に役立てるため、「臓器移植・提供に係るアンケート」という形で平成 19 年に行っている。また、同財団は、この県の実施したアンケートの結果を基に、県民に対する臓器移植に関する普及啓発活動を行ってきている。

一方で、平成 22 年 7 月 17 日には、改正臓器移植法が施行され、本人の臓器提供の意思が不明である場合であっても、家族の承諾があれば、臓器提供ができるようになるなど、臓器移植を取り巻く環境は変化している。

このような環境の変化をうけ、県民の臓器移植に対する意識や関心も変化していることが考えられるが、同財団は、県民意識の変化があるのかどうかや、どのように変化したのかななどを客観的な指標として把握していない。

したがって、同財団は、今般の臓器移植法の改正を機に、アンケート等により県民の臓器移植に対する意識や関心を調査し、今後の臓器移植に関する知識等のより効果的な普及啓発活動につなげていくべきであると考えます。

#### 4. 財団法人岩手県長寿社会振興財団

##### (1) 監事の代理について(意見)

財団法人岩手県長寿社会振興財団では、監事を2名選任している。平成22年5月15日に、平成21年度の財務諸表についての監査を実施しているが、監事2名のうちの1名については、その代理人が監査を実施している。

財団法人岩手県長寿社会振興財団寄附行為によれば、監事は評議員会によって選任することとされており(第17条2項)、その選任にあたっては、その人自身の個性なり能力を評価しているものと考えられる。したがって、監査にあたり監事が代理を立てることは、監事監査の実効性を毀損させるものであり、望ましいものではない。

以上のことから、監事監査における代理人は認めるべきではなく、日ごろから同財団の管理運営状況を把握するよう努め、監事本人の知見を同財団の活動に生かすよう努力することが望まれる。

##### (2) 固定資産の管理について(意見)

財団法人岩手県長寿社会振興財団の固定資産について、固定資産台帳を調査したところ、下記の資産が計上されていた。

(単位:円)

No.	品名	取得年月日	耐用年数	帳簿価額
1	パソコン	平成10年3月31日	6年	9,828
2	パソコン	平成12年3月31日	6年	11,907
3	パソコン7台	平成13年3月31日	6年	67,872
4	パソコン	平成13年6月13日	6年	7,779

5	ノートパソコン 2 台	平成 14 年 10 月 1 日	4 年	14,994
6	ノートパソコン 2 台	平成 15 年 3 月 31 日	4 年	20,379
7	ノートパソコン	平成 15 年 10 月 2 日	4 年	5,511
8	ノートパソコン	平成 17 年 3 月 10 日	4 年	8,715
9	デスクトップパソコン	平成 17 年 3 月 31 日	4 年	8,373
10	ノートパソコン	平成 17 年 3 月 31 日	4 年	8,604
11	ノートパソコン	平成 17 年 3 月 31 日	4 年	15,729
12	デスクトップパソコン 2 台	平成 17 年 3 月 31 日	4 年	18,900
13	ノートパソコン	平成 17 年 7 月 4 日	4 年	10,330
14	デスクトップパソコン 2 台	平成 18 年 3 月 31 日	4 年	24,718
15	デスクトップパソコン 2 台	平成 18 年 3 月 31 日	4 年	24,718
16	デスクトップパソコン	平成 18 年 3 月 31 日	4 年	27,300
17	デスクトップパソコン 3 台	平成 18 年 3 月 31 日	4 年	37,073
18	デスクトップパソコン	平成 19 年 3 月 8 日	4 年	36,195
19	デスクトップパソコン	平成 19 年 3 月 8 日	4 年	66,807
20	ノートパソコン	平成 20 年 2 月 26 日	4 年	91,439
21	ノートパソコン	平成 20 年 3 月 31 日	4 年	78,488
22	デスクトップパソコン 3 台	平成 21 年 11 月 20 日	4 年	488,185
23	デスクトップパソコン	平成 22 年 1 月 29 日	4 年	112,219

上表のとおり、固定資産台帳上は、同財団はパソコンを合計 38 台保有していることになっている。一方で、同財団の職員数は 25 名であり、職員数に比し、多くのパソコンが台帳に計上されている。

その理由を担当者に質問したところ、これらのパソコンのうち一部については、すでに使用されていない状態のまま保管されているとのことであった。

固定資産は、事業活動の用に供しているものは、貸借対照表に計上すべきである



一方、事業活動の用に供していないもので、再度稼働する見込みのないものについては、貸借対照表に計上するべきではなく、適時に除却処理することが求められる。

したがって、同財団においても、資産が事業の用に供されているか、また供されていないもので再稼働する予定があるかどうかを検討し、再稼働する予定がないものについては、当該固定資産を除却処理する必要があるものとする。

## 5. 財団法人岩手県観光協会

### (1) 八幡平市産業振興株式会社の事業への関与および株式の売却について(意見)

財団法人岩手県観光協会(以下、「協会」という。)では、八幡平市産業振興株式会社の株式を186,208株保有し、その帳簿価額は、189,500千円である。なお、協会が保有する株式は、同社発行済み株式総数の40.19%となっており、同社の筆頭株主である八幡平市(252,468株、54.49%保有)に次いで、第2位となっている。

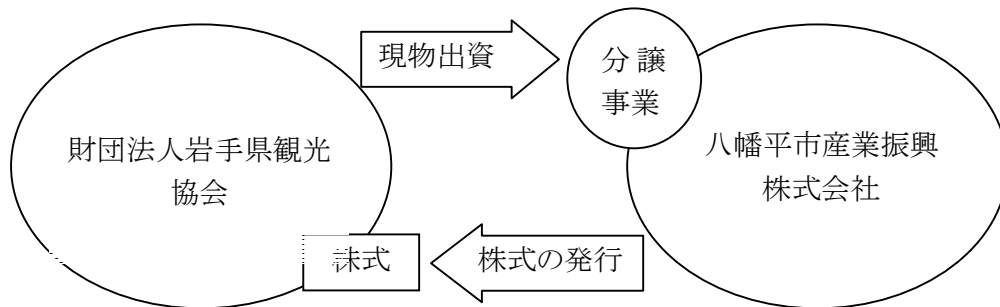
同社の平成22年3月31日現在の要約貸借対照表は下記のとおりである。

(単位:千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産	826,685	流動負債	65,885
うち造成土地	83,853	固定負債	639,920
うち未成土地	236,434	負債合計	705,806
		資本金	440,912
		資本剰余金	1,734
		利益剰余金	△20,063
固定資産	301,704	純資産合計	422,583
資産合計	1,128,389	負債・純資産合計	1,128,389

上記の貸借対照表から、同協会が保有する株式の実質価額を算定すると、169,836千円となり、株式の帳簿価額を下回っている。

同社は、協会が、その前身である財団法人岩手県観光開発公社時代より実施してきた、旧松尾村、現在の八幡平市周辺における温泉付き別荘の分譲事業を平成17年に引き継いで実施しているものである。協会は、従来より土地を保有し、造成を行い、別荘地の販売を手掛けていた。しかし、県が平成15年12月に策定した岩手県出資等法人改革推進プランによって、協会が経営改善を要する法人として区分され、観光開発部門は民間主導で行われるべきで要検討とされたことも踏まえ、この事業からの撤退を決定した。これに伴い、協会は、同事業に係る資産および負債を同社に現物出資という形で承継させた経緯がある。



協会は、同事業から撤退したことをもって、同事業への関与をほとんど行っていない。しかし、同社が行う事業については、協会にとっては、出資先が実施する事業であり、協会は株主として適切な提案を行っていくべきであると考えます。

また、県総務部が平成22年8月に公表した岩手県出資等法人運営評価レポートにおいて、同社株式の早期売却を経営改善目標に掲げている。協会は県出資等法人であり、県民の税金によって成り立っている法人である。同社株式の処分にあたっては、協会はこのことを念頭において、拙速な決定により、安易に損失を計上することのないようにすることが望まれるが、株式の処分方法については、県全体の観光振興を視野に慎重に検討することが求められる。

(2) 賞与引当金の計上について(意見)

協会においては、理事長の決裁に基づき下表のとおり 6 月に期末手当および勤勉手当を支給している。

平成 22 年 6 月賞与支給額

支給日	平成 22 年 6 月 30 日
期末手当支給額	1,341,300 円
勤勉手当支給額	694,305 円
県派遣職員特別調整額	133,522 円

当該期末手当および勤勉手当の支給は県の支給基準に準じて行う方針である。県の条例である「一般職の職員の給与に関する条例」第 15 章第 38 条 2 項によれば、期末手当は 6 月 1 日および 12 月 1 日のそれぞれに在職する職員に支給することとし、支給金額については支給基準日以前 6 ヶ月以内の在職期間に応じて定まっている。また、同条例第 15 章第 39 条 1 項によれば、6 月支給の勤勉手当の評価期間は 12 月 2 日から 6 月 1 日と規定されている。よって、6 月支給の期末手当および勤勉手当について、支給対象期間は 12 月 2 日から 6 月 1 日であると考えられる。

協会の事業年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日である。そのため、6 月支給額のうち、12 月 2 日から 3 月 31 日に対応する金額は、支給期の前事業年度に発生していると考えられる。しかし、協会では当該期末手当および勤勉手当について、支給総額を支給時の費用として処理し、支給期の前会計期間末である 3 月末において費用の見積り計上を実施していない。

費用は発生時に認識する必要がある。そのため、3 月末において期末手当および勤勉手当の 6 月支給額を見積り、12 月 2 日から 3 月 31 日までに発生したと認められる金額について、賞与引当金を見合いとして費用を計上する必要がある。

(3) ソウル事務所の経費について(意見)

協会は、北海道、青森県、秋田県と共同でソウル事務所を運営している。平成21年度の同事務所にかかった費用合計は、19,154,078円であった。

当該費用については、年度初期に4道県が策定した予算に基づいて概算支給を行い、年度末に決算額に基づいて精算を行っている。ここで、年度末の精算にあたり、決算額の概要について4道県が承認し、負担金を決定しているが、協会では予算の内訳を基礎とした決算額の検証は実施していない。なお、原始証憑の確認等は県が実施しており、当該資料は協会にも送付されているが、協会ではこれを保存するのみで、特段の検証は行っていない。

これらの費用は、県が負担する費用であり協会が直接支出する費用ではないが、協会が窓口となっている以上何らかの承認活動は必要と考える。したがって、協会自ら予算の執行状況の検証を行うか、少なくとも、県が実施している手続の内容を把握する等により、牽制を働かせる必要がある。

(4) 賛助会員受取会費収入の見直しと会員数について(意見)

平成21年度の協会の収入金額137,250千円のうち、58,118千円は賛助会員から受け入れている会費収入であり、協会の収入の重要な割合を占めているものである。主な賛助会員としては、岩手県、岩手県内の市町村、市町村観光協会、観光関係業者が会員となっている。平成22年3月時点の賛助会員数および会費額は以下のとおりである。

賛助会員	会員数(人)	会費額(千円)
岩手県	1	19,550
市町村	35	19,810
市町村観光協会	45	5,636
観光関係業者	167	13,112
合計	248	58,108

また、直近 5 年間の賛助会員数の推移は以下のとおりである。

年度	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
会員数	265 人	259 人	252 人	248 人	243 人

会員数の推移をみると毎年会員数は微減している状況にある。昨今は市町村合併に伴う影響で市町村観光協会数の合併による減少に加え、不況の影響で観光関係業者の会員数が減少している。協会の目的は県の観光振興を図るために、観光宣伝紹介、観光客の誘致促進、国際観光の推進を行うことであり、その活動費用は賛助会員からの賛助金が主な収入源であることから、会員数の減少は協会の活動に支障を与えることにもなる。平成 23 年度には平泉の世界遺産登録予定等、岩手の観光事業においては大切な時期を迎えるので、協会の役割を伝え、未加入の観光団体には加入させるような方策を、既存団体については脱会させないような方策が求められる。

また、観光関連業者の賛助会費については、平成 15 年以降の入会者については、改訂された料金体系を採用しているが、従前の入会者については改訂前の料金体系を踏襲している。毎年の賛助会費については、各団体の理解を得ているとのことであるので、大幅な料金体系の見直しを実施する際には統一的な料金体系を策定することが望まれる。

#### (5) 他の財団との連携について(意見)

協会の事業の一つに観光岩手情報発信強化事業があり、当該事業の一環として宿泊、交通等の団体および広域観光組織とタイアップして、各種イベントの後援を実施しており、平成 21 年度においては、「陸中海岸国立公園協会観光 PR 事業」を支援している。当該事業は、協会と同じく県の出資法人である財団法人さんりく基金のイベント事業と県北沿岸地域の活性化を目指したイベントという点で共通の目的を持っているが、事業内容も類似していると考えられる。このように類似の事業を複数の財団で実施していることは非効率な可能性もあるので、県が情報を集約し、出資法人同士で情報を共有する必要がある

と考える。

## 6. 財団法人ふるさといわて定住財団

### (1) 出稼ぎ互助会の加入率について(意見)

財団法人ふるさといわて定住財団は主な事業として就職支援事業および出稼援護事業を行っている。出稼援護事業とは、出稼ぎ労働者の援護事業として、主に事故見舞金の給付や啓発指導のための「出稼ぎの栞」の発行等を行う事業である。出稼ぎ援護事業で実施している出稼ぎ互助会の加入率は低下傾向にあり、平成17年度の50.1%から平成21年度の40.5%へ9.6ポイント下落している。これに対して同財団では、特に加入率が低い市などを訪問し、加入を呼びかけているのみである。

出稼ぎ互助会へは年会費1,200円で加入が可能であり、会員になることで、出稼ぎ就労先でけがや病気などの災害にあったとき、事故見舞金の給付を受けることができる。出稼ぎ互助会へ加入することは出稼ぎ労働者にとってメリットになると考えられるため、出稼ぎ労働者(予定者)に説明会を開く等により具体的な加入率上昇対策を行うことが望ましい。

### (2) 出稼ぎ互助会の事故見舞金支給手続について(意見)

財団法人ふるさといわて定住財団では、出稼ぎ互助会で見舞金を支給するに当たっては、「出稼ぎ互助会業務方法書」(平成11年4月1日施行)によると「出稼ぎ互助会事故見舞金給付審査委員会(以下「審査会」)」の給付決定が必要と定められている。これに対して実際には、平成21年度の支給関係資料を査閲したところ、「審査会」は4名で構成されているが、申請書類の持ち回り決議のみで、会議体として機能しているとは考えられない。

合議により不正を防止する観点からも、少なくとも死亡、重度障害等の重要な案件については合議体による会議を持つことが望ましい。

(3) 特定資産への振替等重要事項に関する決議議事録について(意見)

財団法人ふるさといわて定住財団では「一般会計」および「出稼援護特別会計」を有している。「出稼援護特別会計」において、特定資産・出稼援護事業資産が平成 21 年度に 152,000 千円計上されている。特定資産とは、特定の目的のために使途、保有または運用方法等に制約が存在する資産である。出稼援護事業資産はその他固定資産に計上されていたものを、出稼援護事業に使用するという目的に合わせ特定資産に振り替えた資産である。特定資産への振り替えは使途等に制約が存在するため財団にとって重要な決議事項となる。

同財団は特定資産に振り替える際、理事会および評議会において説明を行っており、決算決議を採っているが、特定資産への振り替えが明確にわかる議事録を残していなかった。よって今後特定資産への振り替えを行う等重要な決議を行う場合には、内容が明確にわかる議事録を残すことが望ましい。

7. 財団法人岩手生物工学研究センター

(1) 賞与引当金に伴う社会保険料の見込み計上について(意見)

財団法人岩手生物工学研究センターでは、毎年6月に6月1日以前6ヶ月勤務した研究員に対し勤勉手当を支給する旨を「財団法人岩手生物工学研究センター研究員等給与規程」において定めている。

これに基づき、前年12月2日から3月31日までの期間に対応する勤勉手当相当額を賞与引当金として貸借対照表上計上している。

しかし、勤勉手当に対しては、健康保険料および厚生年金保険料が課されることとなっており、同財団ではその半分を負担する必要がある。これらの社会保険料相当額については、賞与引当金の計算に織り込み、前年12月2日から3月31日までの期間に発生した額を決算で正味財産増減計算書に計上する必要があると考える。

## (2) 科学研究費補助金の会計処理について(意見)

財団法人岩手生物工学研究センターには、日本学術振興会から、科学研究費補助金を受ける対象となっている研究を行う研究者が在籍している。

同財団は、科学研究費補助金を受けた際には、同財団の収入として認識し、研究に際して発生した費用について、財団の費用として認識している。

しかし、日本学術振興会編「科学研究費補助金交付・執行等事務の手引」によれば、科学研究費補助金はいわゆる競争的資金として一人又は複数の研究者により行われる研究計画の研究代表者に交付される補助金であり、研究機関に交付されるものではない。したがって、研究機関では当該補助金を機関収入に算入することはできないものとされている。

上記のことから、科学研究費補助金については、同財団の収入として計上する会計処理は財団の業務内容を適切に計算書類に反映しているとは言えないものとする。

一方、同手引においては補助金の取扱事務は研究機関の事務局で処理することとされている。

したがって、以上の点を踏まえつつ、科学研究費補助金の事務取扱を公正に実施する観点から、科学研究費補助金については預り金として処理し、補助金に含まれる事務取扱に要する間接費相当額は法人の収益として会計処理するべきであるとする。

なお、上記のような処理は、独立行政法人および国立大学法人など、科学研究費補助金を受けている他の組織において、一般的に行われている処理であり、それらとの整合性を図る観点からも、必要であるものとする。

## (3) 共通経費の按分方法について(意見)

財団法人岩手県生物工学研究センターにおいては平成 21 年度に県からの受託事業および(図表 1)に記載した間接経費発生事業に共通する経費について、(図表 2)のとおり按分計算を行っている。(図表 1)に記載した事業について発生する間接経費は事業別に発生金額を把握せず、総額で補助金交付者に報告することが認められているため総



額で管理を実施している。

(図表 1) 間接経費発生事業

科学研究費補助金事業
重点事業地域研究開発推進プログラム
イノベーション創出基礎的研究推進事業
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
省エネルギー革新技术開発事業
JST つなぐしくみ事業

(図表 2) 共通経費の按分金額

種類	発生日	県からの受託事業への按分額	間接経費発生事業への按分額
コピー代金	3月	103,267円	50,347円

ここで、当該按分計算について明確な基準によって行われているわけではなく、間接経費発生事業に係る経費が、補助金交付限度額と同額となるよう計算されている。受託事業および間接経費発生事業に関する収入額のうち、使用しなかった金額については返還することとされており、返還先も異なることから、それぞれの事業にかかった経費は恣意性を排除し、正確に算定する必要がある。

したがって、共通経費の按分基準については、明確かつ合理的な基準を設定する必要がある。

#### (4) 通帳の保管方法について(意見)

財団法人岩手生物工学研究センターの事務室には金属製の金庫が設置されている。しかし、通帳および銀行届出印について金属製の金庫に保管されていない。金属製の金庫は最も安全性が高いと考えられる。そのため、金属製の金庫を有効活用すべきである

と考えられる。

また、同財団が使用している研究施設は岩手県生物工学研究所が管理している。そのため、同財団および岩手県生物工学研究所の事務室は共有のものとなっており、通帳および銀行届出印について同じ場所に保管されている。当該保管場所については、同財団の職員と双方の組織の兼務職員の 2 名が解錠可能となっている。したがって、財団法人岩手生物工学研究センターの職員が、関係のない岩手県生物工学研究所の通帳および銀行届出印を手にとれる状況にある。

同財団の職員が他の組織の通帳および届出印を手にとれるのはコンプライアンス上の重大な問題であり、同財団および岩手県生物工学研究所の通帳および銀行届出印は別の場所に保管すべきである。

(5) 切手の管理について(意見)

財団法人岩手生物工学研究センターにおいては、主に国や県および大学への書類の送付を目的として切手を使用している。監査実施時(平成 22 年 8 月)における保有高は以下のとおりである。

監査実施時における切手の保有枚数

種類	枚数	金額
270 円	150 枚	40,500 円
140 円	191 枚	26,740 円
130 円	11 枚	1,430 円
120 円	219 枚	26,280 円
100 円	166 枚	16,600 円
80 円	111 枚	8,880 円
50 円	37 枚	1,850 円
20 円	112 枚	2,240 円

10 円	190 枚	1,900 円
金額計		126,420 円

切手については「岩手県会計規則」第1章様式第39号に規定されている郵便切手等受払票により管理を行っている。郵便切手等受払票には所属長および出納員が月末における実枚数との照合を行い、確認印を押印する欄が設けられている。ここで、同財団では、所属長と出納員が同一人物であり、第三者による郵便等受払票残高と実枚数の照合が行われていない。

切手は換金性が高いため、厳重に管理し、不正の防止に効果的がある、第三者による確認を実施することが望まれる。

## 8. 財団法人岩手県林業労働対策基金

### (1) 貸借対照表総括表上の未収金および未払金の表示について(結果)

財団法人岩手県林業労働対策基金は、一般会計のほか、特別会計として林業労働力確保支援センター推進事業、地域林業雇用改善促進事業、林業労働力確保支援センター拡充強化対策事業、林業就業促進資金貸付事業および全国森林組合連合会事業の5つをもって管理を行っている。

平成21年度の決算書中、財団全体の財政状態を示す貸借対照表総括表をみると、一般会計に未収金1,100千円、全国森林組合連合会事業特別会計に未払金1,100千円が計上されている。この内容は、全国森林組合連合会事業特別会計から支払うべき事業費相当額を一般会計の財源から立替えて支払ったものである。

この内容から財団として対外的に発生した債権債務ではないにもかかわらず、貸借対照表総括表に債権債務が両建て計上されていることとなる。このような債権債務については、公益法人会計基準注解(注2)において相殺消去すべきものと定められているが、相殺消去がなされていない。

したがって、これら債権債務は貸借対照表総括表の内部取引消去の欄において相殺

消去すべきであった。また、財産目録総括表についても同様に債権債務が両建て計上されているため、こちらも相殺消去する必要がある。

(2) 林業就業促進資金貸付事業の見直しについて(意見)

財団法人岩手県林業労働対策基金は、その事業の一つとして林業の事業主に対して、新たに雇い入れる林業労働者の就業準備に必要な資金を支給するために認定事業主に対して資金を貸し付ける事業を行っている。

これは、県の予算 12,000 千円と国からの予算 24,000 千円の合計 36,000 千円を県が無利息にて同財団に貸付け、同財団から林業の事業主に対して無利息にて貸付けを行うものである。

以下の表は、平成 21 年度における同財団から林業の事業主に対する貸付の状況である。

(単位:千円)

平成 20 年度末残高	当期新規貸付額	当期返済額	平成 21 年度末残高
1,180	2,350	410	3,120

これを見ると、全予算 36,000 千円のうちの約 8.7%しか有効に活用されていない。

また、以下の表は、県から同財団への貸付の状況である。

(単位:千円)

平成 20 年度末残高	当期新規貸付額	当期返済額	平成 21 年度末残高
11,250	0	1,125	10,125

つまり、県として 36,000 千円の予算があるにもかかわらず、県が貸し付けている金額は 10,125 千円であり、残りの 25,875 千円は県が普通預金として運用せざるを得ない状況となっている。

本来、県は 36,000 千円を林業事業者の就業促進のために使用することを予定していたはずであるが、結果として、当初の目的とは異なる形で資金が運用されている。

一方、平成 22 年 9 月 21 日付において、会計検査院が、当該事業を所管する林野庁に対して、「林業就業促進資金貸付事業における資金の有効活用について」として改善の処置を要求している。その内容としては、以下のとおりとなっている。

本件貸付事業は、貴庁において、林業への就業の促進を図るため、都道府県に対して国庫補助金を交付し実施してきたものであるが、上記のように(注 1)毎年度多額の年度末資金残高が発生して資金が滞留している状況にかんがみると、貸付需要に対応した適切な規模で資金を有効活用を図ることが必要である。

については、貴庁において、本件事業の実施状況の把握に努め、都道府県が貸付事業の存続の必要性や適切な資金規模を検討するための基準等を策定して、これを都道府県に示し、事業存続の必要性や貸付需要に対応した適切な資金規模を検討させて、造成した資金のうち適切な資金規模を超える資金については、その国庫補助金相当額を国に納付させることとするなどして、資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

(注 1)会計検査院による上述の要求によれば、平成 21 年度は、資金造成総額が 645,416 百万円であり、このうち 369,987 百万円が年度末に資金として滞留している。

したがって、県および同財団としては、制度の改正時においては、基金の適正規模を見直す必要があるものとする。

### (3) 賞与引当金の計上について(意見)

財団法人岩手県林業労働対策基金においては、理事長の決裁に基づき常勤職員の 2 名に対し、下表のとおり 6 月に期末手当および勤勉手当を支給している。

平成 22 年 6 月賞与支給額

支給日	平成 22 年 6 月 30 日
期末手当支給額	639,125 円
勤勉手当支給額	348,810 円
合計	987,935 円

当該期末手当および勤勉手当の支給は県の支給基準に準じて行う方針である。県の条例である「一般職の職員の給与に関する条例」第 15 章第 38 条 2 項によれば、期末手当は 6 月 1 日および 12 月 1 日のそれぞれに在職する職員に支給することとし、支給金額については支給基準日以前 6 ヶ月以内の在職期間に応じて定まっている。また、同条例第 15 章第 39 条 1 項によれば、6 月支給の勤勉手当の評価期間は 12 月 2 日から 6 月 1 日と規定されている。よって、6 月支給の期末手当および勤勉手当について、支給対象期間は 12 月 2 日から 6 月 1 日であると考えられる。

同財団の事業年度は 4 月 1 日から翌 3 月 31 日である。そのため、6 月支給額のうち、12 月 2 日から 3 月 31 日に対応する金額は、支給年度の前事業年度に発生していると考えられる。しかし、同財団では当該期末手当および勤勉手当について、支給総額を支給時の費用として処理し、支給年度の前会計期間末である 3 月末において費用の見積り計上を実施していない。

費用は発生時に認識する必要がある。そのため、3 月末において期末手当および勤勉手当の 6 月支給額を見積り、12 月 2 日から翌 3 月 31 日までに発生したと認められる金額について、賞与引当金を認識し、その見合いとして費用を計上する必要がある。

(4) 切手の管理について(意見)

財団法人岩手県林業労働対策基金においては、主に県や事業主への書類の送付を目的として切手を使用している。監査実施時(平成 22 年 8 月)における保有高は以下のとおりである。

監査実施時における切手の保有枚数

種類	枚数	金額
120 円	104 枚	12,480 円
80 円	234 枚	18,720 円
10 円	95 枚	950 円
金額計		32,150 円

切手について管理簿が作成されており、切手購入時に管理者が枚数の確認を行っているが、確認の証跡が残っていない。また、定期的に管理者以外の第三者が実査を行っていない。切手は換金性が高いため、管理は厳重に行うべきであると考えられる。第三者の定期的な実査や、証跡を残すことは不正の防止に効果的であるため、実施することが望まれる。

9. 財団法人岩手県漁業担い手育成基金

指摘すべき事項は検出されなかった。

10. 財団法人岩手育英奨学会

(1) 貸倒引当金の設定について(結果)

財団法人岩手育英奨学会では、貸与奨学金について平成 22 年 3 月末現在、(図表 1)のとおり滞納が生じている。滞納債権の中には(図表 2)のとおり、債務者が所在不明のものや、破産しているものがあり、実質的に回収不能なものが含まれていると考えられる。しかし、同財団では、貸与奨学金について回収可能性に応じて貸倒損失処理および貸倒引当金の設定を行っていない。

同財団の財政状態を適切に表すために、貸与奨学金について回収不能なものと同回収可能性のあるものに分類し、回収不能なものは貸倒損失処理し、回収不能以外の残額について回収可能性を見積り、回収可能性に応じて貸倒引当金を設定する必要がある。

(図表 1) 平成 22 年 3 月末における貸与奨学金の滞納状況

発生年度	滞納額	滞納者数
昭和 46～63 年	4,634,550 円	24 名
平成元年	57,624 円	2 名
平成 2 年	1,448,900 円	10 名
平成 3 年	1,217,350 円	7 名
平成 4 年	1,071,300 円	6 名
平成 5 年	1,017,789 円	8 名
平成 6 年	2,052,085 円	16 名
平成 7 年	1,082,550 円	8 名
平成 8 年	1,363,505 円	14 名
平成 9 年	1,832,705 円	16 名
平成 10 年	929,050 円	10 名
平成 11 年	1,801,820 円	15 名
平成 12 年	417,374 円	14 名
平成 13 年	849,950 円	23 名
平成 14 年	957,765 円	14 名
平成 15 年	2,012,652 円	23 名
平成 16 年	1,504,827 円	24 名
平成 17 年	4,850,584 円	88 名
平成 18 年	1,874,430 円	75 名
平成 19 年	1,388,473 円	54 名
平成 20 年	203,748 円	15 名
合計	32,569,031 円	466 名

(図表 2) 所在不明者、破産者に対する貸与奨学金滞納額

債務者状況	滞納額	滞納者数
所在不明者(*1)	3,634,700 円	13 名
破産者(*2)	2,484,400 円	5 名

(\*1)連帯保証人についても所在不明である。

(\*2)連帯保証人については破産していない。



(2) 滞納債権に対する法的措置について(意見)

財団法人岩手育英奨学会では、貸与奨学金に関する滞納債権について、督促書の送付および電話での督促を実施しているのみで、裁判所に対する支払督促および強制執行を実施していない。(図表1)のとおり、滞納額は32,569,031円と高額となっていることから、自宅訪問による督促を実施し、滞納債権の回収可能性を高める必要がある。自宅訪問によっても回収できない債権については、裁判所に対する支払督促および強制執行の実施を検討する必要がある。

(3) 賞与引当金の計上について(意見)

財団法人岩手育英奨学会においては、下表のとおり、常勤職員に対して6月に期末手当および勤勉手当を支給している。

平成22年6月賞与支給額

支給日	平成22年6月30日
期末手当支給額	382,412円
勤勉手当支給額	191,207円
合計	573,619円

「財団法人岩手育英奨学会職員給与規程」第6条によれば、当該期末手当および勤勉手当の支給は県職員の支給基準に準じて行う方針である。県の条例である「一般職の職員の給与に関する条例」第15章第38条2項によれば、期末手当は6月1日および12月1日のそれぞれに在職する職員に支給することとし、支給金額については支給基準日以前6ヵ月以内の在職期間に応じて定まっている。また、同条例第15章第39条1項によれば、6月支給の勤勉手当の評価期間は12月2日から6月1日と規定されている。よって、6月支給の期末手当および勤勉手当について、支給対象期間は12月2日から6月1日であると考えられる。

同財団の事業年度は4月1日から翌3月31日である。そのため、6月支給額のうち、12月2日から翌3月31日に対応する金額は、支給年度の前事業年度に発生していると考えられる。しかし、同財団では当該期末手当および勤勉手当について、支給総額を支給時の費用として処理し、支給年度の前会計期間末である3月末において費用の見積り計上を実施していない。

費用は発生時に認識する必要がある。そのため、3月末において期末手当および勤勉手当の6月支給額を見積り、12月2日から翌3月31日までに発生したと認められる金額について、賞与引当金を認識し、その見合いとして費用を計上する必要がある。

#### (4) 監事の選任について(意見)

「財団法人岩手育英奨学会寄附行為」第8条によれば、財団法人岩手育英奨学会には3人以内の監事を置くこととしている。そして、実際には2名の監事を選任しており、そのうち1名は税理士である。また、監事監査の業務の一つとして、事業報告の監査を実施している。

ただし、平成22年2月28日において税理士の監事が自己都合により退任し、平成22年5月20日に後任の税理士の監事が選任されている。そのため、平成21年度の事業報告については税理士でない監事1名により監査が行われている。

事業報告書の監査は会計の専門的知識を有する監事が行うことが好ましいため、評議会は税理士の監事を選任していると考えられる。したがって、今後、会計の専門的知識を有する監事が退任した場合には、速やかに他の会計の専門的知識を有する監事を選任した方が好ましいと考える。

#### (5) 償却原価法の適用について(意見)

財団法人岩手育英奨学会では、平成22年3月末において、以下の満期保有目的の債券を保有している。

平成 22 年 3 月末における満期保有目的の債券

銘柄	購入年月日	償還日	債券金額(A)	取得価額(B)	差額(A)-(B)
10年第271回 利付国債	平成 17 年 6 月 27 日	平成 27 年 6 月 20 日	31,150,000 円	31,118,850 円	31,150 円
5 年第 49 回 利付国債	平成 17 年 9 月 21 日	平成 22 年 9 月 20 日	31,100,000 円	31,087,560 円	12,440 円
10 年第 273 回 利付国債	平成 17 年 11 月 11 日	平成 27 年 9 月 20 日	10,050,000 円	10,009,800 円	40,200 円
第 18-1196 回 長崎県債	平成 19 年 10 月 31 日	平成 29 年 3 月 31 日	36,000,000 円	35,883,360 円	116,640 円
第 19-12 回 北海道公債	平成 19 年 12 月 28 日	平成 29 年 12 月 27 日	200,000,000 円	199,574,000 円	426,000 円
第 19-14 回 北海道公債	平成 20 年 2 月 28 日	平成 30 年 2 月 28 日	200,000,000 円	198,976,000 円	1,024,000 円
計			508,300,000 円	506,649,570 円	1,650,430 円

上表のとおり、債券金額と取得価額は異なっている。また、当該債券金額と取得価額の差額の性質は金利の調整と考えられる。

公益法人会計基準注解においては満期保有目的の債券を債券金額より低い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとされている。

しかし、同財団においては、取得価額を貸借対照表価額とし、償却原価法を適用していない。上記のとおり、公益法人会計基準では償却原価法の適用を求めていることから、同財団において保有している上記債券については償却原価法を適用する必要がある。

(6) 有価証券の時価情報の入手について(意見)

財団法人岩手育英奨学会においては、(5)で記載した表のとおり、基本財産として有価証券を保有しているが、時価情報を入手していない。基本財産は、財団運営の根幹をなすものであり毀損しないことが求められることから時価情報の入手は、極めて重要なことと考えられる。現状財団が保有する有価証券は比較的安全性の高い債券であり、時価が毀損している可能性は低いが、少なくとも年に1回は時価情報を入手し、基本財産について毀損していないか確認する必要があると考える。また、決算報告書の注記においても時価情報は求められているため、時価を確認し注記に記載することが求められる。

## 11. 財団法人岩手県暴力団追放県民会議

(注)財団法人岩手県暴力団追放県民会議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第44条の認定を受け、平成23年1月12日付けで主たる事務所の所在地において解散の登記及び設立の登記を行い、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター(代表者:箱崎安弘)となっている。

(1) 指定正味財産について(結果)

一般に財団の正味財産は用途を指定されている指定正味財産とそれ以外の一般正味財産とに区分される。財団法人岩手県暴力団追放県民会議の平成21年度の決算報告書をみると正味財産すべてを一般正味財産の区分に計上している。その中には県やその他の団体からの出資額6億円も含まれている。当該出資額は、基本財産とすることを指定して寄付された財産であり、財産を処分する場合には岩手県知事の承認を経る必要があることから、用途が指定された財産と考えられるため、指定正味財産の区分に計上する必要がある。

(2) 賛助金・寄付金の徴収について(意見)

財団法人岩手県暴力団追放県民会議の収益金額は、年間概ね2千万円程度でありそのうちの約半分弱は会員からの賛助金・寄付金等である。賛助会員数と納入者数の推

移については以下のとおりである。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
会員数	355 人	362 人	348 人
納入者数	322 人	266 人	306 人
納入率	90.7%	73.4%	87.9%
納入金額	6,688 千円	5,578 千円	6,782 千円

納入率については、平成 20 年度に 73.4%と低下したが、同財団が納入率を上昇させるための施策を採用したため、平成 21 年度の納入率は平成 19 年度並みには回復している。しかし、会員数、納入金額については横ばいの状況にある。昨今の経済情勢において納入金額を集めることは厳しい環境とも考えられるが、賛助金・寄付金が集まらないことには、同財団の活動が制約される可能性があるため、今後も継続して納入率の上昇、賛助会員の増加に向けた取組みが望まれる。

### (3) 有価証券の時価情報の入手について(意見)

財団法人岩手県暴力団追放県民会議は、基本財産として投資有価証券を保有しているが、時価情報を入手していない。同財団の基本財産は、財団運営の根幹をなすものであり毀損しないことが求められることから、時価情報の入手は極めて重要なことと考えられる。現状、同財団が保有する国債は比較的安全性の高い債券であり、時価が毀損している可能性は低いが、少なくとも年に 1 回は時価情報を入手し、基本財産について毀損していないか確認する必要があると考える。また、決算報告書の注記においても時価情報は求められているため、時価を確認し注記に記載することが求められる。

(4) 賞与引当金の計上について(意見)

財団法人岩手県暴力団追放県民会議においては、理事長の決裁に基づき下表のとおり6月に期末手当および勤勉手当を支給している。

平成 22 年 6 月賞与支給額

支給日	平成 22 年 6 月 30 日
期末手当支給額(事業費)	543,621 円
期末手当支給額(管理費)	642,583 円
合計金額	1,186,204 円

当該期末手当および勤勉手当の支給は県の支給基準に準じて行う方針である。県の条例である「一般職の職員の給与に関する条例」第 15 章第 38 条 2 項によれば、期末手当は 6 月 1 日および 12 月 1 日のそれぞれに在職する職員に支給することとし、支給金額については支給基準日以前 6 ヶ月以内の在職期間に応じて定まっている。また、同条例第 15 章第 39 条 1 項によれば、6 月支給の勤勉手当の評価期間は 12 月 2 日から 6 月 1 日と規定されている。よって、6 月支給の期末手当および勤勉手当について、支給対象期間は 12 月 2 日から 6 月 1 日であると考えられる。

同財団の事業年度は 4 月 1 日から翌 3 月 31 日である。そのため、6 月支給額のうち、12 月 2 日から翌 3 月 31 日に対応する金額は、支給年度の前事業年度に発生していると考えられる。しかし、同財団では当該期末手当および勤勉手当について、支給総額を支給時の費用として処理し、支給年度の前会計期間末である 3 月末において費用の見積り計上を実施していない。

費用は発生時に認識する必要がある。そのため、3 月末において期末手当および勤勉手当の 6 月支給額を見積り、12 月 2 日から翌 3 月 31 日までに発生したと認められる金額について、賞与引当金を認識し、その見合いとして費用を計上する必要がある。

(5) 決算報告書のホームページ公開について(意見)

財団法人岩手県暴力団追放県民会議の決算報告書の開示方法は、財団を訪れた希望者についてのみ開示する方法を採用しており、ホームページ等で開示することは実施していない。しかし、県が出資する財団である以上、財団の財政状態、経営成績については県民に対して広く公開する必要があると考える。今後はホームページに掲載する等、県民に対して積極的に公開することが望まれる。

## V 基金に関する監査の結果と意見

### 1. 公共施設等整備基金

#### (1) 基金の存続可能性について(意見)

公共施設等整備基金は、昭和 63 年に県が行う公共施設その他の施設の整備に要する経費の財源に充てるため設立された基金であり、平成 8 年には基金残高が 592 億円まで積み立てられている。その後、岩手県立大学や岩手県立美術館等の建設資金に充当され、また平成 15 年度以降は、県の厳しい財政状況を勘案して一般会計への繰入がなされており、平成 22 年 3 月の残高は 38 億円強と最も基金が積みあがった時代の 10 分の 1 以下の金額となっている。このように残高が減少した理由は、国の経済対策に呼応し、前倒して公共事業を実施したことに伴う県債の償還財源に当該基金が充当されてきた結果と考える。今後、大規模な公共整備が実行された場合、また将来累増する公債費の状況を勘案した場合、現在の基金残高で賄えるかは疑問であり、今後基金の目的に資する大型投資案件等がなければ、基金を廃止する等基金の存続について検討する必要がある。

### 2. 産業振興基金

#### (1) 岩手窯業鉦山株式会社株式に対する処理について(結果)

産業振興基金では、岩手窯業鉦山株式会社の株式 30,000 株を 1,500,000 円で出資している。

現存する資料によれば、同社は昭和 49 年に商法上の解散をし、その後清算手続きに入ったが、清算手続き中に清算人が死亡した。これに対し当時、当該株式を所管していた岩手県商工労働部では清算手続きの状況を確認し、残余財産の請求や出資額についての会計処理の検討などの処置を行うべきであったが、清算人死亡のため清算手続きの状況の確認が困難な状況にあったために、調査が進行しないまま現在も出資金として積立額に計上されている。

同基金の所管部局である総務部は同社の清算手続きの顛末の調査を進め、清算事実に従った処理を行うべきである。



## (2) 投資効果の検討について(意見)

産業振興基金は産業の振興に充てるため、設置された基金である。その目的を達成するために、産業の促進に寄与する企業に対し出資を行っている。投資の効果や必要性については経済状況等により、変化していくと考えられる。そのため、投資の継続性については定期的に検討を行う必要がある。また、被投資会社の財政状態が悪化している場合には、追加出資や投資価額の減損等の検討が必要となる。

当該検討について、同基金の所管部局である総務部では実施しておらず、各株式の主管部局が各々で行っている状況である。また、主管部局による検討項目については様々であり、画一的に行われていない。このような状況では、(1)で述べた岩手窯業鉱山株式会社の手続き漏れのように、検討の漏れが生じる可能性がある。

したがって、投資の継続性や減損等の検討は画一的に実施すべきである。また、少なくとも年に一度、その結果を同基金の所管部局である総務部が取りまとめを行い、検討が適切に行われていることを確認すべきである。

## (3) 産業振興基金規模の検討について(意見)

産業振興基金では、株式等への投資額以外に、新たな投資に備えて62,158,652円を現金で保有している。これは、出資法人の見直しを行った結果、出資の大幅な増加は見込まれない状況となったため、平成19年3月に基金が保有する現金から550,000,000円を取り崩し、2社分の投資を想定した金額を残したものである。しかし、当該基金からの直近の投資は平成7年度であり、近年は新規投資が行われておらず、また、現在のところ新規の投資計画もない。

したがって、新興企業等将来的な県内産業への新規投資に向けて積極的な取り組みを行うべきである。あるいは、適切な投資先が存在しない場合、62,158,652円という預金の保有額は過大であると考えられることから、同基金の規模について廃止も含め縮小を検討すべきである。

### 3. 岩手県国民体育大会運営基金

#### (1) 基金の運用方法について(意見)

岩手県国民体育大会運営基金は、平成 28 年度に岩手での開催が予定されている国民体育大会の大会運営費にかかると想定される 60 億円を平成 19 年から計画的に積立を開始しており、平成 22 年 3 月末の残高は 10 億円強となっている。現状の取崩し予定は国体が開催される前年度の平成 27 年度に 20 億円、残額の 40 億円については平成 28 年度が見込まれている。同基金の運用方法としては、繰替運用がなされている。しかし、岩手県国民体育大会運営基金条例 3 条によれば、第 1 項で「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」、同 2 項で「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」と規定されていること、取崩し開始予定が平成 27 年度と期間に猶予があることから、県の関係機関と協議の上、繰替運用と比較して有利な方法での当該基金の運用可能性について検討する必要があると考える。

#### (2) 基金以外での運営資金獲得方法について(意見)

国民体育大会運営資金について県では必要額を算定した上で国体開催年の前年まで基金を積立てる予定である。これとは別に基金の積立を実施する以外の資金の調達方法として県内の企業・個人等から寄付を募ることも検討されている。国民体育大会を開催している他の県においても寄付を募っているので、本県の厳しい財政状態を鑑みると寄付を募ることは有用な資金調達の方法の一つ考えられる。県民全体で国民体育大会を運営するという県の姿勢をアピールし、寄付額の目標金額を設定し、積極的に寄付等を募ることが求められる。

#### (3) 基金残高の妥当性について(意見)

本県の国民体育大会における運営費用は、過去に実施した県について概ね 60 億円程度であることから、平成 19 年度から平成 26 年までに 60 億円に達するまで積立を行い、

開催年の前年である平成 27 年および開催年である平成 28 年に基金を処分することにより、予算を平準化しようとする目的でこのような方法が採用されている。なお、積立予定額の 60 億円については、確定額ではなく今後運営開催経費の中身について県は一つ一つ検討していく予定であるので、金額に変更が生じる場合については、当該基金の積立金額についても変更の検討を行い、適正な規模の基金を計上する必要がある。

#### 4. 自治振興基金

##### (1) 合併推進事業の見直しについて(意見)

以下は、県内における平成 13 年以降の合併の実績である。

(平成22年4月1日現在)

合併市町村名	合併前の市町村名	人口・面積	合併の期日	合併方式	新自治体の事務所の位置
オオフナトシ 大船渡市	大船渡市、三陸町	(人口)43,331人 (面積)323.25km <sup>2</sup>	H13.11.15	編入合併	大船渡市役所
ミヤコシ 宮古市	宮古市、田老町、新里村	(人口)60,250人 (面積)696.82km <sup>2</sup>	H17.6.6	新設合併	旧宮古市役所
ハチマンタイシ 八幡平市	西根町、松尾村、安代町	(人口)31,079人 (面積)862.25km <sup>2</sup>	H17.9.1	新設合併	旧西根町役場
イチノセキシ 一関市	一関市、花泉町、大東町、千厩町、 東山町、室根村、川崎村	(人口)125,818人 (面積)1133.10km <sup>2</sup>	H17.9.20	新設合併	旧一関市役所
トオノシ 遠野市	遠野市、宮守村	(人口)31,402人 (面積)825.62km <sup>2</sup>	H17.10.1	新設合併	旧遠野市役所
ニシワガマチ 西和賀町	湯田町、沢内村	(人口)7,375人 (面積)590.78km <sup>2</sup>	H17.11.1	新設合併	旧湯田町役場
ハナマキシ 花巻市	花巻市、大迫町、石鳥谷町、東和町	(人口)105,028人 (面積)908.32km <sup>2</sup>	H18.1.1	新設合併	旧花巻市役所
ヒロノチョウ 洋野町	種市町、大野村	(人口)19,524人 (面積)303.20km <sup>2</sup>	H18.1.1	新設合併	旧種市町役場
ニノヘシ 二戸市	二戸市、浄法寺町	(人口)31,477人 (面積)420.31km <sup>2</sup>	H18.1.1	新設合併	旧二戸市役所
モリオカシ 盛岡市	盛岡市、玉山村	(人口)300,746人 (面積)886.47km <sup>2</sup>	H18.1.10	編入合併	盛岡市役所
オウシュウシ 奥州市	水沢市、江刺市、前沢町、 胆沢町、衣川村	(人口)130,171人 (面積)993.35km <sup>2</sup>	H18.2.20	新設合併	旧水沢市役所
クジシ 久慈市	久慈市、山形村	(人口)39,141人 (面積)623.14km <sup>2</sup>	H18.3.6	新設合併	旧久慈市役所
ミヤコシ 宮古市	宮古市、川井村	(人口)63,588人 (面積)1,259.89km <sup>2</sup>	H22.1.1	編入合併	宮古市役所

(出典:岩手県ホームページ)

上表をみると、県の多くの市町村が合併を行い、現時点で新たに合併を検討している

のは、一関市と藤沢町のみとなっている。

合併推進事業については、県内の市町村が合併に際してかかる経費を県が貸し付けることによって、県内市町村の合併を円滑化する役割を担っている。しかし、上述のとおり、県内各市町村の合併は平成 17 年および平成 18 年をピークに減少している。このことから、県内各市町村で今後合併が頻繁に起こることは考えにくい。

よって、同事業は上述の一関市と藤沢町の合併後に廃止の検討、または、合併推進事業にかかる規模の大幅な縮小を検討するべきであると考えます。

## 5. 介護保険財政安定化基金

### (1) 介護保険財政安定化基金の積立額について(意見)

介護保険財政安定化基金については、当初から国の標準拠出率に基づいて積み立てられてきており、平成 21 年度からは、国の標準拠出率 0.04% に対して、0 にしたところであるが、これまで、交付・貸付を必要とする市町村が少なかったことから、結果的に、比較的多額の金額が積み立てられてきたという経緯がある。

一方、現行の介護保険法においては、基金規模に余裕があっても、拠出者に返還するなど基金規模を適切に調整することができない仕組みとなっている。

以上のことから、現時点での介護保険財政安定化基金の残高は全国的に基金需要に対応した規模を大きく上回っており、国、都道府県および市町村が拠出した財政資金が効果を十分発現することなく保有されている事態となっている。そのため、今後、介護保険法の改正等により、基金の規模を縮小する制度が設定された場合には、本県においても、介護保険財政安定化基金の適正規模を再度検討する必要がある。

## 6. 国民健康保険広域化等支援基金

### (1) 国民健康保険広域化等支援基金の積立額について(意見)

現行の国民健康保険法制度においては、国民健康保険広域化等支援基金の積立額を拠出者に返還するなど基金規模を適切に調整することができない仕組みとなっている。

そのため、県では現在の国民健康保険広域化等支援基金の規模の妥当性について検討を行っていない状況である。

今後、国民健康保険法の改正等により、基金の規模を調整することができる制度が設定された場合には、国民健康保険広域化等支援の適正規模を検討する必要がある。

#### 7. 後期高齢者医療財政安定化基金

指摘すべき事項は検出されなかった。

#### 8. 子育て支援対策臨時特例基金

指摘すべき事項は検出されなかった。

#### 9. 妊婦健康診査臨時特例基金

指摘すべき事項は検出されなかった。

#### 10. ふるさと雇用再生特別基金

指摘すべき事項は検出されなかった。

#### 11. 緊急雇用創出事業臨時特例基金

指摘すべき事項は検出されなかった。

#### 12. 土地開発基金

##### (1) 基金残高について(意見)

過去5年間の基金の運用状況の推移をみると、年間ベースでの土地の取得額は平均で215,713千円であり、最大でも364,824千円(平成19年度)である。基金残高に関しては平成18年度に2,600,000千円、平成20年度に300,000千円を取崩して一般会計に繰り入れており、担当課としては当面の積立必要額を700,000千円と試算しており、現状の積立額2,200,000千円は過大と考えられる。

近年の土地の取得実績からすれば基金残高全体を活用する見込みはないと思われるため、今後は将来的な土地の取得状況に見合った適正な基金規模の検討が必要であり、過大である場合には取り崩すことについて検討する必要がある。

### 13. 岩手競馬再生推進基金

今回の意見は岩手競馬再生推進基金の管理および運用に対する意見であり、岩手県競馬組合の事業運営に対する意見ではありません。

#### (1) 岩手県競馬組合への基金からの貸付金の返済について(意見)

岩手県競馬組合(以下「競馬組合」という。)は、平成 12 年度決算で実質収支に歳入不足(赤字)を生じて以来、年々赤字が累積し、平成 17 年度決算では実質収支に約 137 億円の歳入不足(累積赤字)を生じている。平成 18 年 11 月、競馬事業継続の条件を経常損益の黒字又は収支均衡とする「競馬事業存廃の基準」の設定や 330 億円の「構成団体融資」を柱とする「新しい岩手県競馬組合改革計画」を策定し、平成 19 年 3 月および 4 月に、構成団体(岩手県、奥州市および盛岡市)から合わせて 330 億円の融資を受け、平成 19 年度からは、収支が均衡し赤字が拡大しないことを条件に競馬事業を継続しており、平成 21 年度までの 3 年間は単年度収支において赤字にはなっていない。しかし、現状において収支均衡を図るのがやっとなであり、競馬組合に融資した 330 億円(県負担額は 181 億円)の返済計画すら立てられていない状況であることから、基金からの貸付金を回収するのは、当分の間は厳しいと考えられる。県としては、県民の税金が基金として多額に計上され、競馬組合に対し貸し付けられている事実を重く受け止め、できるだけ早期に返済を開始できるよう、平成 22 年 11 月に設置した「岩手競馬経営の将来方向検討会議」の開催などを通じ、外部の意見・提言も取り入れながら、競馬組合に対し収支改善に向けた取組を進めるよう促すべきと考える。

#### (2) 岩手県競馬組合の事業計画について(意見)

現在競馬組合の事業計画は単年度の収支計画のみを策定しており、中長期的な収支

計画については策定を行っていない。中長期的な収支計画が策定されない理由としては、単年度収支で赤字を出さないことが目下の課題であり、それ以降の収支については予測がつかないことに起因する。しかし、競馬組合は構成団体(岩手県、奥州市および盛岡市)から総額 330 億円にのぼる資金を投入され、事業を継続している団体であることを鑑みると、将来において貸付金を返還することが至上命題と考えられる。また競馬組合が中長期的にどのような収支計画(見通し)をたてているかを県民に説明していく必要があると考えることから、県として競馬組合に対し、早急に中長期の収支計画(見通し)についても立案するように助言することを検討すべきと考える。

### (3) 岩手県競馬組合の財政状況の把握について(意見)

競馬組合の決算書は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の 3 つで構成されている。歳入歳出決算事項別明細書は通常の事業会社の損益計算書に相当するものと考えられるが、財産に関する調書は一般事業会社の貸借対照表に相当するものとは考えられない。その理由としては、土地および建物については面積を記載しているのみで評価金額の記載がない点、物品についても期末の個数のみを記載しており評価金額の記載がない点等が挙げられる。このような決算書では、競馬組合の財政状態を的確に把握することが困難と考える。県民の大きな負担により事業を継続している競馬組合の財政状態については県民の関心は高いことから、県としてもより的確に把握する必要があるものとする。また競馬組合の所有している財産が有効に活用されているかどうか検討するためにも、一般事業会社が貸借対照表などにより、所有する資産の状況を含めた経営状態を明確にしているような考え方を参考にして、競馬組合の経営に関する情報を明らかにすることについて、県から競馬組合に対し助言することを検討する必要があると考える。

## 14. 用品調達基金

### (1) 基金の存続性について(意見)

用品調達基金の設置目的は、「用品の集中調達を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行う」とあるが、特設基金を設置しないまでも一般会計で集中購買を実施すれば、用品調達に関する事務の簡素化および効率化は同様に図れると考える。県においても平成 18 年度に用品調達基金制度の見直しが図られており、内容としては実質的に用品の在庫を保有していない点、基金から用品の取得代金を契約相手方に支払うと同時に、当該用品の払出額を一般会計から基金に振り替えており、実質的に一般会計から直接契約相手方に支払うことと変わらない実態である点の 2 つの理由から基金制度の設置目的が失われているという見解を示している。用品調達基金は、昭和 39 年に設立された基金であり現在では役目は終了していると考えられるため、集中購買制度、集中支払制度を維持できるのであれば、基金の廃止を含めた検討が必要である。

## 15. 学校施設設備基金

### (1) 学校施設設備基金の取り崩し方針について(意見)

県では、平成 17 年度において(図表 1)の岩谷堂農林高等学校に係る学校林造成事業を行っている。当該事業は県立学校の施設および設備の充実を図る目的で実施していると考えられ、同基金を取り崩すことも考えられた。しかし、平成 17 年度時点で同基金では資金について国債による運用を行っており、取崩を実施するよりは満期を迎える方が有利と考え、財源として使用しないと判断している。そのため、国債の満期を迎える平成 18 年度において(図表 2)の校舎建設事業の実施のために同基金の取り崩しを行うこととし、平成 17 年度における岩谷堂農林高等学校事業の実施に際しては同基金の取り崩しを行わず、一般会計を財源としている。そして、平成 18 年度において校舎建設事業実施に対して同基金から預金全額の 71,699 千円の取崩しを実施している。校舎建設事業の総事業費は 573,207 千円であるのに対して、基金の取り崩し額は 71,699 千円と、財源の



うち 12.5 パーセントしか賄えていない結果となっている。

上記のとおり、過去に行われた同基金の取り崩しの方針は不明確である。平成 22 年 3 月末現在の同基金の預金残高は 4,036 千円と少額であり、実施可能な事業は限られている。そのため、必要な事業を検討し、同基金の取り崩し方針を定め、有効な基金の運用を図る必要がある。

(図表 1)平成 17 年度における岩谷堂農林高等学校に係る学校林造成事業

事業内容	予算額
松くい虫駆除	3,835 千円

(図表 2)平成 18 年度における校舎建設事業

事業内容	予算額
高等学校の統廃合に伴う校舎等の整備	573,207 千円

## 16. 美術品取得基金

### (1) 美術品の取得金額について(意見)

平成 21 年度以前の過去 10 年間における基金からの美術品の取得状況は以下のとおりである。

年度	点数	購入金額(千円)	年度	点数	購入金額(千円)
平成 12 年	38 点	112,934 千円	平成 17 年	5 点	40,915 千円
平成 13 年	10 点	154,714 千円	平成 18 年	8 点	22,100 千円
平成 14 年	10 点	17,635 千円	平成 19 年	10 点	22,971 千円
平成 15 年	3 点	40,897 千円	平成 20 年	10 点	20,646 千円
平成 16 年	4 点	39,999 千円	平成 21 年	7 点	20,594 千円

平成 13 年以前の取得状況は、岩手県立美術館の開館を控えていたため、購入点数、

購入金額も多かったが、その後約5年間の購入金額は概ね4千万円程度になっている。平成18年度以降は、平成17年度から一般会計からの基金財産の買い戻しが行われていないことを考慮し、概ね2千万円程度の年間取得計画に沿った形で美術品の購入が行われている。しかし、基金の設置目的は美術品の取得を円滑かつ効率的に行うために設置するものであり、基金の設置目的に適合した美術品が2千万円を大幅に超過した場合には購入を見送るということになりかねない。このように美術品の取得が結果として金額に左右されることは、設置目的に整合しておらず基金の役割を果たしていないと考えられる。基金を積んでいる以上年間取得額を優先するのではなく、本来の目的である優れた美術品の取得に努めるべきである。